



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 西 浦 康 之

印刷所 株式会社 白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)
毎月1回15日発行

平成20年度 河川局関係予算(案)の概要 — 抜粋 —



益田川ダム (島根県提供)

目 次

就任ご挨拶.....	2
平成20年度河川局関係予算(案)の概要.....	4
平成20年度治水課所管実施予定箇所.....	39

就任ご挨拶

安全・安心で豊かな社会づくり



国土交通省河川局長

甲村 謙友

1月17日付で河川局長を拝命しました甲村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

昨年は、7月から8月にかけて前線の影響により大阪府南部、奈良県北部、島根県隠岐地方において1時間雨量100mmを超える局地的な大雨が観測され、河川の氾濫や土砂災害が発生しました。また、9月には秋雨前線の影響に伴い岩手・秋田県内の計23地点で24時間降水量が観測史上1位の値を更新する記録的な大雨により、約1,700棟の家屋が被災するなど、全国各地に甚大な被害をもたらしました。

ここ数年、異常気象が毎年のように発生しており、地球温暖化等の気候変動の影響が現れ出しているとの指摘もなされています。実際、時間降水量100mm以上の集中豪雨の年間発生回数は、昭和62～平成8年の10年間と比較して、平成9～18年は2倍以上となっております。

昨年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告では、地球温暖化に伴う気候変動によって、海面水位の上昇や集中豪雨の激化、干ばつの増加といった現象が生じることを、従来に増して高い信頼度で予測しており、水害や土砂災害、高潮災害及び渇水被害に対するリスクや海岸侵食の進行のおそれが今後とも確実に増大すると見込まれています。また、当該報告では、温暖化に対する「緩和策」を行ったとしても気温の上昇は数世紀続くことから、温暖化に伴う様々な影響への「適応策」を講じていくことが重要であると指摘されています。

このような認識は、国際的に深刻に受け止められており、先進国では温暖化の「緩和策」として、温室効果ガスの削減に取り組むだけでなく、気候変動への「適応策」として、海面水位の上昇に対して計画的な堤防の嵩上げにより高さを確保するなどの対策に既に着手している国もあります。

しかし、わが国においては「適応策」の重要性について、十分な認識がなされていないのが現状です。そこで、早い段階から長期的な視点に立ち気候変動による影響について分析・評価を行うとともに、想定される災害リスクの増大への「適応策」について社会資本整備審議会に諮問することとしました。これを受け現在、社会資本整備審議会河川分科会に『気候変動に適応した治水対策検討小委員会』が設置され、検討が行われています。

河川局関係の平成20年度の予算においては、地球温暖化に伴う災害リスクの増大に対応した水害・土砂災害対策の推進（1,915億円 前年比1.16）に重点化を図るほか、新たな取組として、天然河床も施設とみなして災害復旧事業にて改良できるように直轄河川災害復旧事業を拡充、土地利用に即し輪中堤や水防拠点といった氾濫流対策の整備を実施できるよう改良復旧事業の拡充などを行うこととしております。

災害対策、危機管理対応については、これまでも、国の危機管理として、被災地の被害状況の早期把握や早期復旧のため、全国の地方整備局等から迅速か

つ適正に人員・資機材を被災地に派遣するなどの対応を行っていましたが、今後、激化する災害に対し、更なる危機管理対応の充実・強化を図るため、平成20年度に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を創設し、派遣体制等を整備します。これにより、大規模災害時には、全国的な観点から、ヒト、モノ、カネ、情報という資源、技術力を瞬時に再配分し、社会基盤施設の早期復旧、二次災害の防止を図ってまいります。

また、河川局では、水質、生態系の保全、河川・海岸空間のアメニティといった国民のニーズに応えるべく、必要とされる災害に対する安全性を確保しつつ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、多様な河川・海岸空間の保全・創出に努めているところです。さらに、美しい水辺を活かしたまち

づくりなどを進めることで、地域の再生、活性化にも取り組んでいます。

現在、政府全体としても地球温暖化により懸念される災害リスクの増大も考慮しつつ自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指し、防災・減災対策を積極的・重点的に進めております。

安全で安心な国土づくりというのは、地域の自立的発展、地域の活性化の基盤であり、大前提です。これらを踏まえ、国民の生命・財産を守ることは国の最も重要な使命であるということを再認識し、安全・安心に暮らしていただくための治水対策、美しい地域づくりのための水辺の活用等を進めていくために、地方、国一体となった取り組みを進めて参りたいと思いますので、今後とも皆様方の一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



平成20年度河川局関係予算（案）の概要

平成20年度予算は、現在召集されている通常国会において審議されております。

近年は、地球温暖化、異常気象が言われて久しく、水害の発生が多発している現状からみますと、着実な治水施設の整備と予算の早期成立が望まれます。

国土交通省河川局関係予算案の概要につきまして、抜粋してご紹介いたします。

1. 平成20年度河川局関係予算の概要

《予算の基本方針》

- 地球温暖化に伴う災害リスクの増大に対応した防災・減災対策の強化が必要
- 平成19年にも7月の梅雨前線や台風4号などによる豪雨により甚大な被害が発生
- また、平成19年7月の新潟県中越沖地震において、国としての大規模災害への危機管理対応の重要性が再認識
- 限られた予算の中、徹底した重点化により戦略的に水害・土砂災害対策を展開するとともに、土地利用を視野に入れた流域一体での対策を推進

《予算の重点化》

地球温暖化に伴う災害リスクの増大に対応した水害・土砂災害対策の推進 1,915億円【1.16】

《予算の規模》

(単位：億円)

区 分	平成20年度	前 年 度	倍 率
国 土 基 盤 河 川	4,707	4,839	0.97
地 域 河 川	1,767	1,897	0.93
砂 防	1,358	1,405	0.97
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	202	210	0.96
総 合 流 域 防 災	570	625	0.91
海 岸	234	242	0.97
独立行政法人土木研究所	—	14	—
計	8,838	9,233	0.96
災 害 復 旧 関 係	506	506	1.00
合 計	9,344	9,739	0.96

- 注) 1. 剰余金等として149億円(前年度175億円)を含む。
 2. 各事業には、道路関係社会資本260億円(前年度283億円)、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業92億円(前年度92億円)、下水道関連特定治水施設整備事業115億円(前年度125億円)を含む。
 3. 四捨五入により、計とは端数において合致しないものがある。

(1) 重点的な施設整備により国民の安全を確保する 防災対策の推進

国や地域レベルにおいて生活や社会経済活動に深刻なダメージがないよう人口・資産の集積地や拠点施設等を守る予防対策を重点的に実施し、近年の集中豪雨等により甚大な被害が発生した地域については、原形復旧のみにとどめることなく、被害を最大

限回避するための対策を推進

- 直轄河川災害復旧事業の拡充
- 海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設
- (2) 国の責務としての大規模災害への危機管理対応等の充実

大河川の氾濫や大規模地震等に伴う土砂流出等の災害発生時の緊急的な対応及びその後の復旧・復興

に当たっては、国が積極的に主体的な役割を發揮するとともに、国家的観点から重要な保全対象については、施設整備のみならず管理についても、国の責務として適切に実施

○危機管理・災害復旧の体制の整備（TEC-FORCEの創設等）

○直轄砂防管理費の創設

○沖ノ鳥島の国土保全の充実と利活用策の検討

(3) ハード・ソフト両面の施策により被害を最小化する減災対策の推進

従来の連続堤による対策だけでなく、土地利用や施設の整備状況などに応じ輪中堤や二線堤を整備し、氾濫しても被害を最小化するなどハード・ソフト一体となった減災対策を積極的に展開

○改良復旧事業の拡充（氾濫流対策の整備）

○浸水減災対策推進協議会の設置

○流域貯留浸透事業の拡充（総合流域防災事業の拡充）

○河川と下水道の連携による浸水に強い地域づくり

○「水害の危険度」の分かる詳細な情報提供

○火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定

(4) 歴史、風土等に根ざした美しい国土づくりの推進

景観への配慮、地域の歴史・文化等との調和を図ることにより街並みと一体となった魅力ある風景や多くの人が集まる賑わいの場などを整備・保全し、観光の拠点としてまちづくり、地域づくりを支援

○魅力ある水辺周遊の総合的支援・推進

○海岸環境整備事業の拡充（地域の特色を活かした自主的・戦略的取り組みへの支援）

○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

○総合的な土砂管理の推進

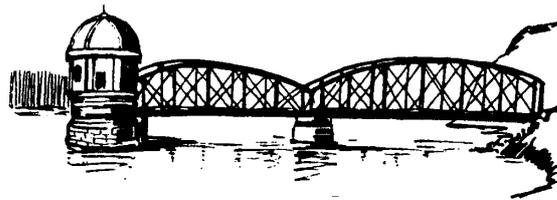
(5) 新たな維持管理システムの構築

限られた投資余力の中で、できる限りの新規投資を確保するため、河川の特徴や周辺地域の重要度等を踏まえ、低コスト化や省力化を図りつつ必要な水準を確保できるよう、新たな維持管理システムを構築

○河川管理施設等の戦略的維持管理

○河川構造物点検の計画的な推進 ～かわドック～

○ダム of 長寿命化容量の確保



2. 平成20年度河川局関係予算総括表

(単位：百万円)

区 分	平成20年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国 費 (B)	事業費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
国土基盤河川	671,342	470,681	685,080	483,932	0.98	0.97
地域河川	(337,305)	(176,703)	(358,537)	(189,721)	(0.94)	(0.93)
砂防	299,888	157,824	320,858	169,935	0.93	0.93
急傾斜地崩壊対策	(216,105)	(135,847)	(221,926)	(140,465)	(0.97)	(0.97)
総合流域防災	215,285	135,413	221,086	140,031	0.97	0.97
海岸	(40,071)	(20,207)	(41,688)	(21,025)	(0.96)	(0.96)
(独)土木研究所	39,651	19,997	41,338	20,850	0.96	0.96
	(111,936)	(56,987)	(122,615)	(62,519)	(0.91)	(0.91)
	109,790	55,810	120,222	61,214	0.91	0.91
	34,494	23,410	35,859	24,220	0.96	0.97
	—	—	1,378	1,378	—	—
小 計	(1,411,253)	(883,835)	(1,467,083)	(923,260)	(0.96)	(0.96)
	1,370,450	863,135	1,425,821	901,560	0.96	0.96
(再掲) 治山治水	1,314,533	831,054	1,368,267	869,075	0.96	0.96
治 水	1,219,038	778,076	1,268,700	813,773	0.96	0.96
海 岸	34,494	23,410	35,859	24,220	0.96	0.97
急傾斜地崩壊対策等	61,001	29,568	63,708	31,082	0.96	0.95
都市水環境整備事業	55,917	32,081	57,554	32,485	0.97	0.99
特定治水施設等整備事業	40,803	20,700	41,262	21,700	0.99	0.95
住宅地地盤特定治水施設等整備事業	18,137	9,200	17,569	9,200	1.03	1.00
下水道関連特定治水施設整備事業	22,666	11,500	23,693	12,500	0.96	0.92
計	1,411,253	883,835	1,467,083	923,260	0.96	0.96
災害復旧関係事業	61,688	50,602	61,952	50,602	1.00	1.00
災 害 復 旧	47,780	39,189	41,637	35,037	1.15	1.12
災 害 関 連	13,908	11,413	20,315	15,565	0.68	0.73
合 計	1,472,941	934,437	1,529,035	973,862	0.96	0.96
[うち重点施策推進要望に係る施策]	[79,658]	[49,641]	—	—	—	—

- (注) 1. 国費には前年度剰余金等として平成20年度14,928百万円、前年度17,476百万円を含む。
2. 各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成20年度48,718百万円、前年度53,132百万円)国費(平成19年度26,000百万円、前年度28,265百万円))を含んだ額である。
3. 上段()書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。
4. 「国土基盤河川」は一級河川(指定区間を除く)、指定河川及び権限代行区間の河川に係る事業である。「地域河川」は「国土基盤河川」及び「総合流域防災事業」以外の河川に係る事業である。
5. 「国土基盤河川」には建設機械整備費(事業費(平成20年度3,157百万円、前年度2,933百万円)国費(平成20年度1,791百万円、前年度1,668百万円))を含む。
6. 「国土基盤河川」には横断的調査費(事業費(平成20年度235百万円)国費(平成20年度235百万円))を含む。

3. 河川行政の新たな展開

(1) 重点的な施設整備により国民の安全を確保する防災対策の推進

地球温暖化に伴う気候変動による海面の上昇や集中豪雨の激化等の新たに懸念される要因により、これまで以上に甚大な被害が多発するおそれがある。

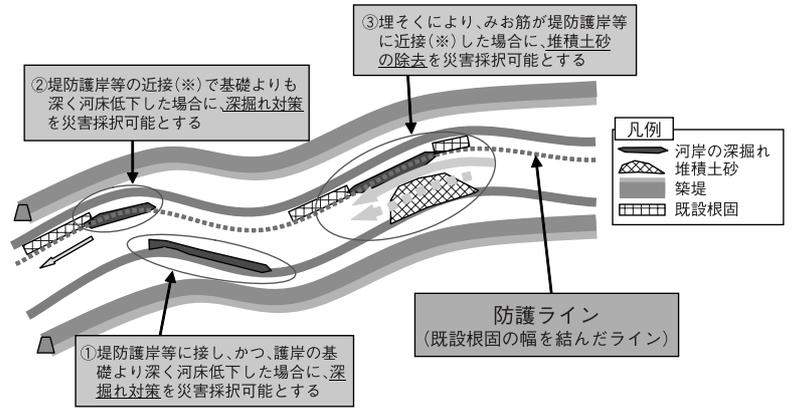
限られた予算の中で、より効率的に新たな災害リスクへ対応するため、重点的な施設整備による予防対策を重視する。この際、予防対策のための予算確保に努めつつ、国や地域レベルにおいて生活や社会経済活動に深刻なダメージがないよう人口・資産の集積地や拠点施設等を守る予防対策を重点的に実施する。

また、近年の集中豪雨等により甚大な被害が発生した地域については、原形復旧のみにとどめることなく、被災状況等

を総合的に勘案し、被害を最大限回避するための対策を推進する。

○直轄河川災害復旧事業の拡充

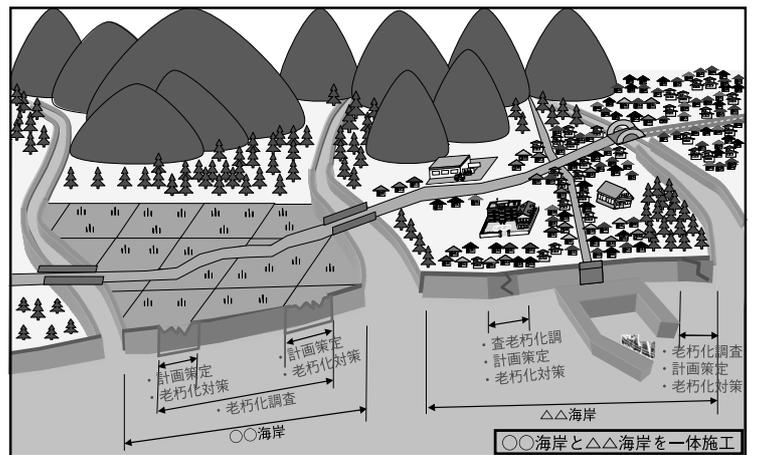
直轄管理河川において、堤防や護岸等の被災には至っていないが、破堤等のおそれがある深掘れや土砂堆積箇所について、天然河床も施設とみなし、次期出水での甚大な被害発生の予防対策を災害復旧事業で実施可能とする。



(※) 最も近傍に設置された根固の幅よりも護岸に近い場合。

○海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設

老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に推進する海岸堤防等老朽化対策緊急事業を創設する。



堤防の表法被覆工が損傷



老朽化対策による改良例

(2) 国の責務としての大規模災害への危機管理対応等の充実

水害・土砂災害等の災害から国民の生命と財産を守ることは、国の基本的な責務である。このため、大河川の氾濫や大規模地震等に伴う土砂流出等の災害発生時の緊急的な対応及びその後の地域における復旧・復興に当たっては、国が積極的に主体的な役割を發揮する。

また、国家的観点から重要な保全対象については、施設整備のみならず管理についても、国の責務とし

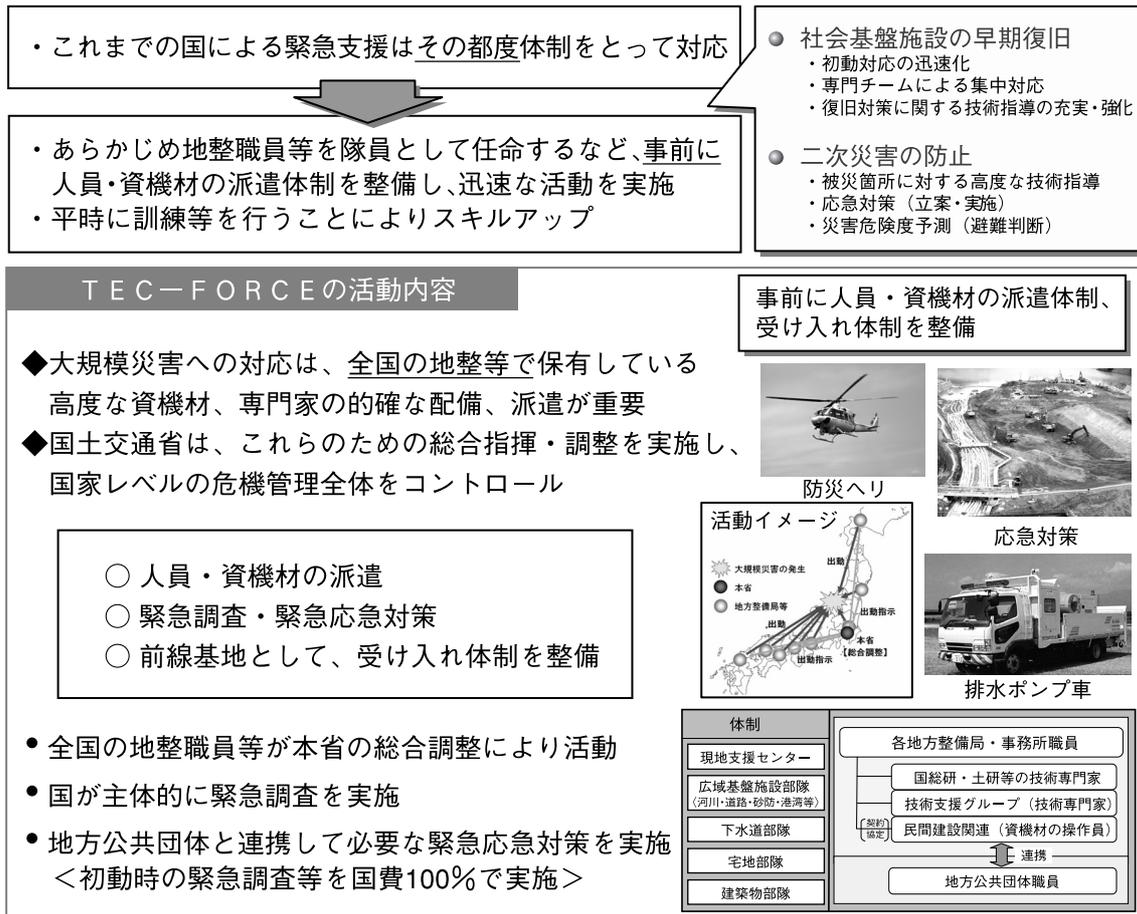
て適切に実施する。

○危機管理・災害復旧の体制の整備（TEC-FORCEの創設等）

◎緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE[※]）の創設

地球温暖化等による災害リスクの増大に対し、平成20年度にTEC-FORCEを創設し、人員・資機材の派遣体制等の充実を図る。これにより、大規模災害時に全国的な観点からヒト、モノ、カネ、情報という資源、技術力を迅速に再配分し、社会基盤施設の早期復旧、二次災害の防止を図る。

※）Technical Emergency Control Force



◎堤防決壊時の緊急対策の事前シミュレーションの実施

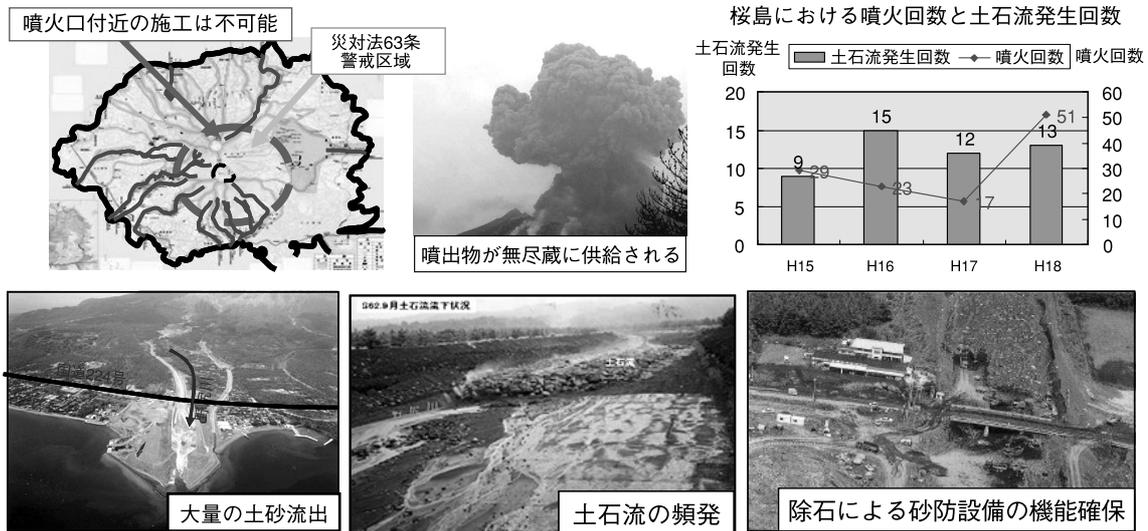
河川管理者としての危機意識の保持、対策技術の体系的整理に基づく技術水準の維持・向上を目的とし、全河川事務所においてシミュレーションの実施と評価を行う。

○直轄砂防管理費の創設

源頭部等での砂防工事の実施が著しく困難な溪流において国土交通大臣が設置した砂防設備のうち、

火山噴火等に伴う継続的かつ大量の土砂流出等により、適正に機能を確保することが著しく困難な砂防設備の管理であって、他の都道府県の利益を保全するものや利害関係が一の都道府県にとどまらないもの、経費及び技術上の見地等から都道府県が管理することが困難であるものについて、国直轄により砂防えん堤の除石等、砂防設備の管理を行い、土石流等による災害から人命財産を保全する。

＜無尽蔵の土砂生産に対する除石等による機能確保＞

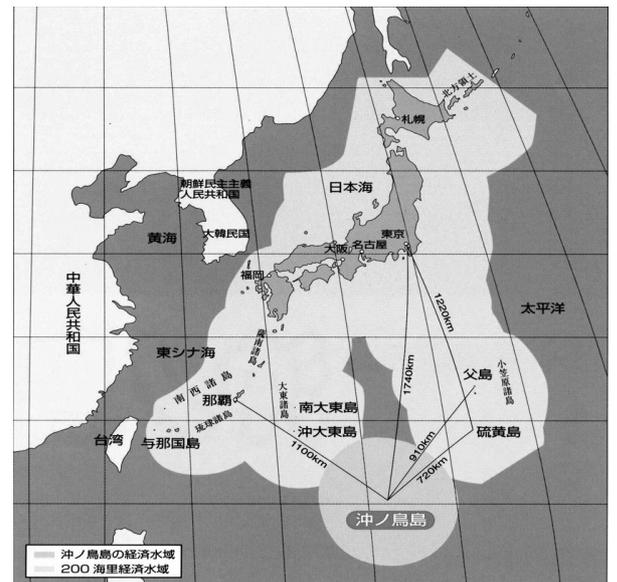


○沖ノ鳥島の国土保全の充実と利活用策の検討

沖ノ鳥島は、我が国最南端の領土であり、周辺海域における我が国の国際法上の権利、すなわち国土面積を上回る約40万平方キロメートルの排他的経済水域の権利の基礎となる極めて重要な島である。このような国土保全・利活用の重要性に鑑み、国の直轄管理により十全な措置を講じるとともに、その前提の上に可能な利活用策を検討する。

沖ノ鳥島の適切な維持管理を図るため、護岸コンクリートの損傷について点検やひび割れの補修を行うとともに、潮位や波高などの気象・海象観測機器の点検及び補修等を行う。

また、サンゴの増殖等による島の保全対策とあわせ、島の保全や礁内・周辺海域の利活用に必要な電力等の確保方策を引き続き検討する。



沖ノ鳥島によりもたらされる国土面積を上回る約40万平方キロメートルの排他的経済水域



沖ノ鳥島の全景

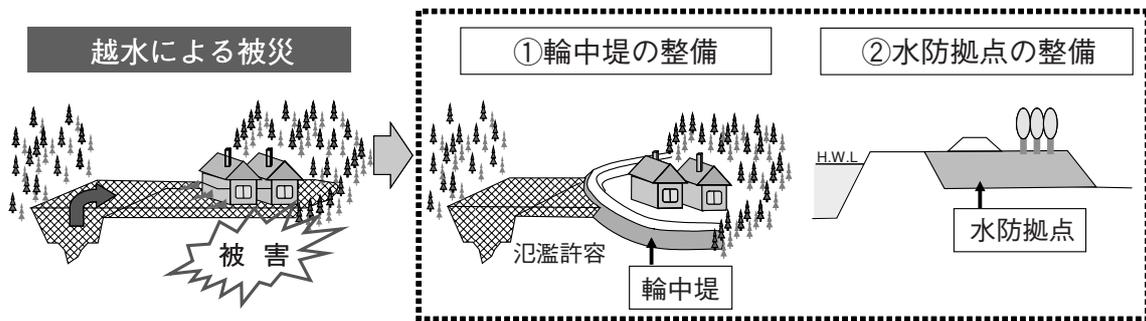
(3) ハード・ソフト両面の施策により被害を最小化する減災対策の推進

地球温暖化に伴う気候変動により激化する水害や土砂災害、高潮災害等を完全に防御することは、ますます困難となりつつある。このため、従来の連続堤による対策だけでなく、土地利用や施設の整備状況などに応じ輪中堤や二線堤を整備し、氾濫しても被害を最小化するなどハー

ド・ソフト一体となった減災対策を積極的に展開する。

○改良復旧事業の拡充（氾濫流対策の整備）

災害により甚大な被害が発生した際、①土地利用の変化も踏まえ、経済的に有利な場合、連続堤に代えて輪中堤を実施できるものとする。②河道掘削に伴う発生残土の処理において盛土の方が運搬に比べ経済的に有利な場合に、盛土により必要な水防拠点を実施できるものとする。

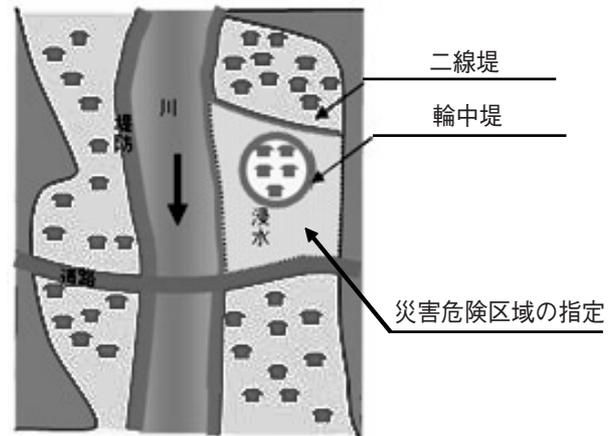


○浸水減災対策推進協議会の設置

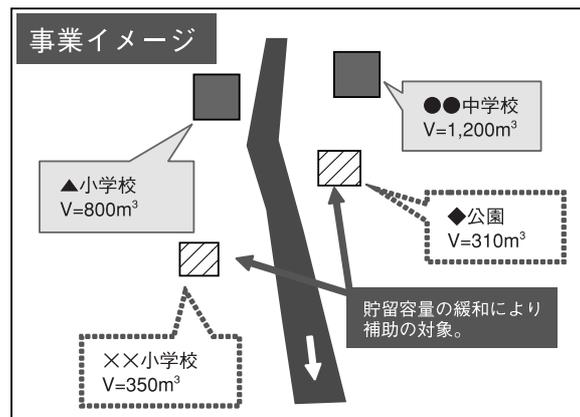
土地利用一体型水防災事業等により輪中堤や宅地高上げの整備等の減災対策を行う地域については、河川管理者と土地利用対策等の実施主体者が浸水減災対策推進協議会を設置し、相互の連絡調整・協議を行うことにより、災害危険区域の指定等のソフト対策を強力に推進する。

○流域貯留浸透事業の拡充（総合流域防災事業の拡充）

都市部における流域の治水安全度を高めるため、貯留浸透施設の整備水準が低い都市部（人口密度4,000人/km²以上の三大都市圏内府県庁所在地・政令



校庭の雨水貯留



指定都市（東京都特別区含む）において、採択要件を拡充し貯留浸透施設の整備を推進する。

○河川と下水道の連携による浸水に強い地域づくり
都市水害総合対策事業を推進することにより、
トータル費用の縮減、既存ストックの有効活用を図りつつ、浸水被害対策を実施する。

◎河川施設と下水道施設の連携

近接する河川調節池と下水道調節池をネットワー

ク連絡管等で結び一体的に運用

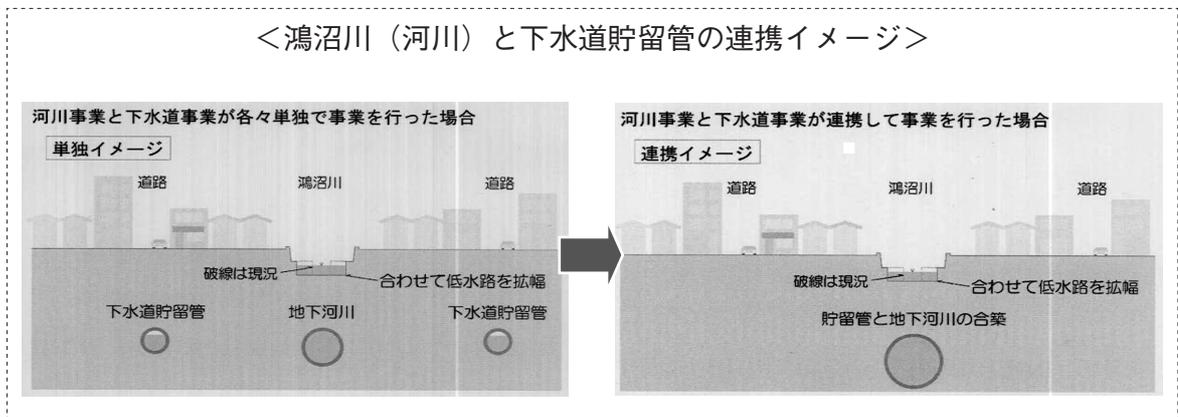
⇒降雨パターンの違いを利用し、河川貯留施設・
下水道貯留施設を効率的に活用

◎河川・下水道共同利用施設の新規建設

両事業に効果を発現する施設を双方の予算で建設・管理

⇒地下河川と下水道貯留管を合築して共同利用

＜鴻沼川（河川）と下水道貯留管の連携イメージ＞



○「水害の危険度」の分かる詳細な情報提供

河川管理者と各主体（地方公共団体、民間事業者、住民等）が連携し、確実・円滑な避難の確保、浸水を防止する施設整備の促進などの各種浸水被害の軽減対策を推進する。

◎「危険度」の分かる情報コンテンツの検討

土地利用に応じた地域の「危険度」がわかる詳細な情報を提供することで、地方公共団体、民間事業者、住民等の浸水被害の軽減対策を推進する。

- 建物や避難者に働く力(はん濫流の想定流速、水深)
- 避難可能な時間(はん濫流の到達時間)
- 堤防の浸透点検の結果、対策区間の公表



◎「危険度」の分かる情報の公表ツールの検討

災害発生時に住民のより迅速な判断、行動につな

がる「危険度」の分かる情報を迅速かつ広範囲に提供する。

- 地下街における館内放送等を活用した防災情報の提供
- 民間施設を活用した洪水標識設置の推進
(まるごとまちごとハザードマップ)



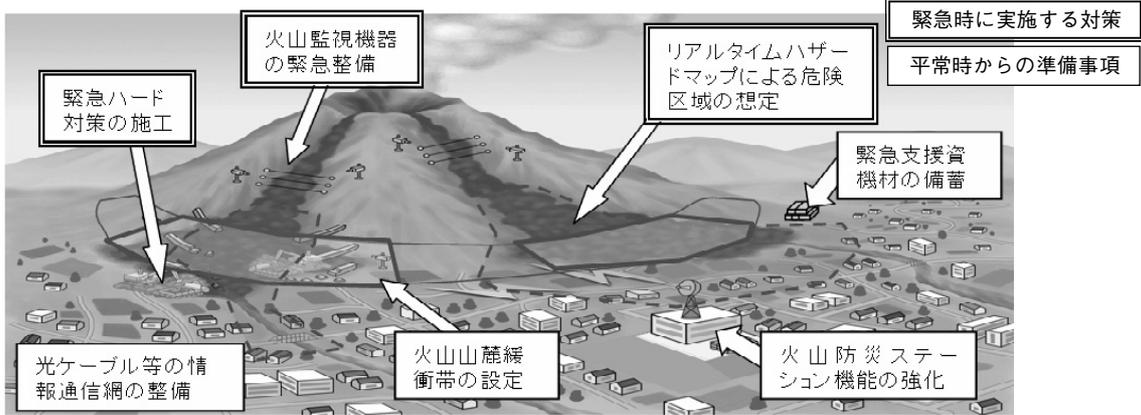
(参考事例) 兵庫県豊岡市

○火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定

火山噴火時に発生が想定される溶岩流、火山泥流、土石流等の土砂災害による被害を軽減するため、国及び都道府県の砂防部局において火山毎に、緊急ハード対策の施工やリアルタイムハザードマップに

よる危険区域の設定などの火山噴火時の緊急対応や平常時からの準備事項等、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を推進する。

＜緊急時への備え～火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定～＞



(4) 歴史、風土等に根ざした美しい国土づくりの推進

ることにより街並みと一体となった魅力ある風景や多くの人が集まる賑わいの場を整備・保全し、観光の拠点としてまちづくり、地域づくりを支援する。

景観への配慮、地域の歴史・文化等との調和を図



○魅力ある水辺周遊の総合的支援・推進

余暇の充実や健康増進への国民意識の高まりを踏まえ、河川・砂防・海岸といった水辺の施設・空間を快適に周遊する取り組みをハード・ソフトの両面から総合的に支援・推進する。

対象エリアについては、川の駅、水辺プラザ、桜つつみ、海辺のふれあいゾーン等の水辺整備を推進

するとともに、自然体験、フィールドミュージアム等において水に関連する情報・知識の提供や、ダム堤体や貯水池の開放実験など民間活力を導入したサービスの向上を図り、それらの施設をフットパスや水陸両用バスの運行等でつなぐなど、総合的な取り組みを行うことで、魅力ある水辺の周遊を実現する。

◎地域の環境・文化に根ざした砂防事業の推進（砂防フィールドミュージアムの整備）

砂防事業を必要とする地域は土砂災害が発生しやすい地域である一方、荒々しい自然やその変化は景観やレクリエーション等に優れた適地である。地域における砂防設備は土砂流出の変動をおさえ、自然の復元の一環を担っており、周辺の優れた景観や自然環境に溶け込み、地域を守ってきた歴史的な砂防設備として文化財に登録されているものもある。これらを観光資源の核と位置づけ、自然や史跡、歴史的砂防設備等を面的に結ぶ環境整備等を行うなど、新たな交流の場の形成に資する取り組みを推進する。



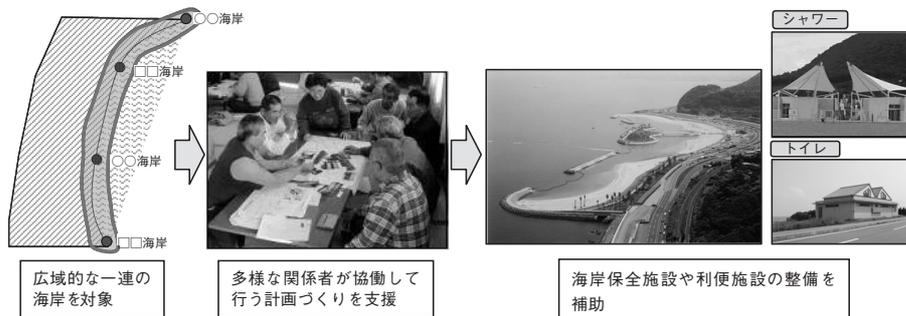
地域を守る歴史的砂防えん堤
(富山県白岩砂防えん堤)

○海岸環境整備事業の拡充（地域の特色を活かした自主的・戦略的取り組みへの支援）

貴重な場である砂浜を有する海岸の利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取り組みを支援するためには、個別の海岸ごとの海水浴など限られた利用に対応した施設の整備にとどまらず、一連

の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行うことが重要である。

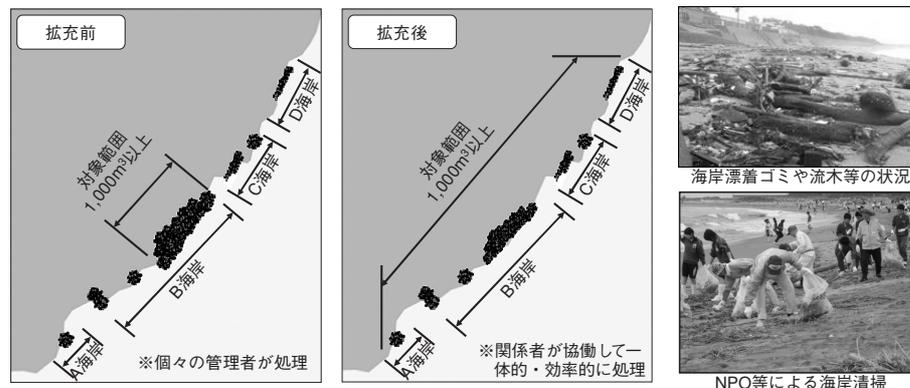
このため、広域的な一連の海岸を対象として、近隣市町村や多様な関係者が協働して行う海岸利用活性化計画の策定とこの計画に基づいた海岸保全施設や海岸利用者向けの利便施設の整備ができるよう制度を拡充する。



○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に

「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。



平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。

○総合的な土砂管理の推進

我が国は、地形・地質的に流砂系における土砂移動量が多い一方で、この土砂移動が、人為的影響に

より量または質の面で妨げられ、河床や海岸線が大きく変化するなどの問題が発生している流砂系がある。こうした流砂系内における問題は、問題が顕在化している場所とその原因の所在が異なることが多い。このため、問題解決に向けて山地から海岸までの流砂系全体でとらえ、具体的な改善目標を設定した上で、目標達成に向けた具体的な計画のもとに関係者が連携して総合的な土砂管理を推進する。



(5) 新たな維持管理システムの構築

限られた投資余力の中で、できる限りの新規投資を確保するため、河川の特長、周辺地域の重要度等を踏まえ、低コスト化や省力化を図りつつ必要な水準を確保できるよう、新たな維持管理システムを構築する。

○河川管理施設等の戦略的維持管理

効率的・効果的な維持管理の実施のため、国管理河川においては、平成19年度より全河川で河川維持管理計画を作成・試行しており、都道府県管理河川においても同計画の作成・試行が進むよう、策定にインセンティブを与える取り組みを実施する。

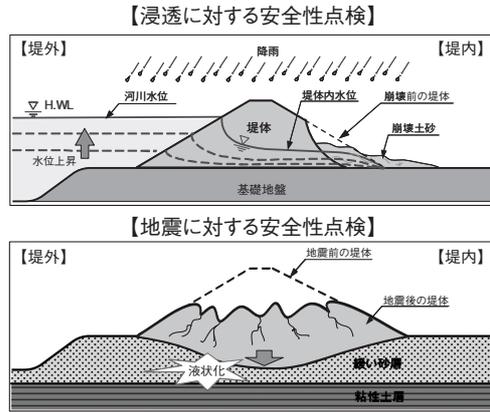


○河川構造物点検の計画的な推進 ～かわドック～
 直轄管理区間において、河川構造物の健康診断「かわドック」を計画的に実施し、河川構造物の健全度の確認を行う点検調査を実施する。

これにより、既存施設の的確で適切な維持管理を行うとともに、施設の信頼性向上のための予防的保全対策を計画的に実施する。

<点検調査を緊急的に実施する項目>

- ①堤防の浸透に対する安全性に関する点検調査を継続して実施
- ②河川構造物のレベル2地震動に対する耐震性能に関する点検調査を新たに実施
- ③高潮堤防の空洞化等の老朽化に関する点検調査を新たに実施



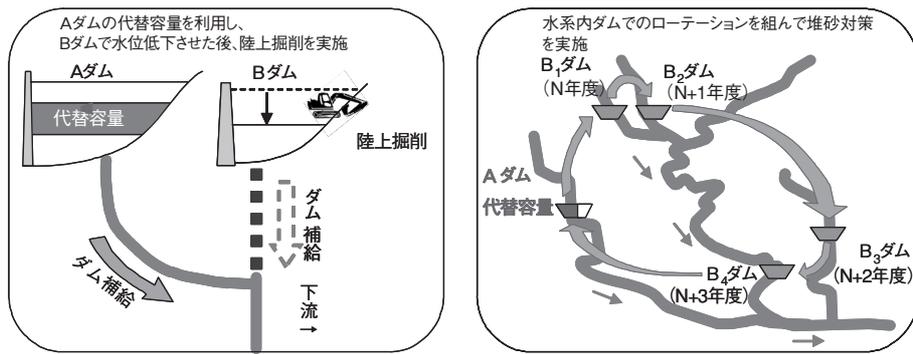
○ダム の 長 寿 命 化 容 量 の 確 保

ダム本体は、適切な維持管理・更新を行えば、半永久的にその機能を果たし得る構造物である一方、堆砂に関しては計画で想定した堆砂容量を適切に見込んでいるが、それを超え、ダムの効用の長寿命化を図るためには、有効な堆砂対策を講ずることが必要である。また、一部のダムでは、水質の悪化が問題化しているものもあり、抜本的な対策が必要であ

る。

このため、複数のダムがある水系において、代替容量（長寿命化容量）を確保することにより、効率的な堆砂除去を実施し、水系単位におけるダムのライフサイクルコストを低減するとともに、貯水池の底質からの有機物の溶出による水質悪化を抑制し、水質向上を図る。

<ダム の 長 寿 命 化 の イ メ ー ジ>



(6) 新規事業箇所等

◎木曾川水系連絡導水路事業の建設事業着手
木曾川水系の異常渇水時において、徳山ダムの渇

水対策容量に確保した水を木曾川及び長良川に導水することにより、河川環境の改善を行う。

また、徳山ダムで開発した愛知県及び名古屋市の都市用水を最大4.0m³/s導水することにより、木曾川で取水できるようにする。

<位置図>



○事業概要

- 1) 位置
(上流施設)
 呑口: 岐阜県揖斐郡揖斐川町 (揖斐川)
 吐口: 岐阜県岐阜市 (長良川)
 岐阜県加茂郡坂祝町 (木曾川)
- (下流施設)
 呑口: 岐阜県海津市 (長良川)
 吐口: 岐阜県海津市 (木曾川)
- 2) 河川名
木曾川水系揖斐川、長良川、木曾川
- 3) 導水路延長: 約4.4km
- 4) 総事業費: 約890億円

◎最上小国川ダムの建設事業着手
最上小国川流域の洪水被害を軽減するため、洪水調節専用(流水型)ダムを建設し、治水安全度の向上を図る。

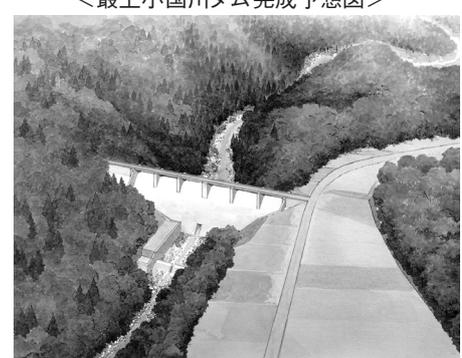
<位置図>



○事業概要

- 1) 位置: 山形県最上郡最上町
- 2) 河川名: 最上川水系最上小国川
- 3) 事業内容: 重力式コンクリートダム(洪水調節専用(流水型)ダム)の建設
- 4) 総事業費: 約70億円

<最上小国川ダム完成予想図>

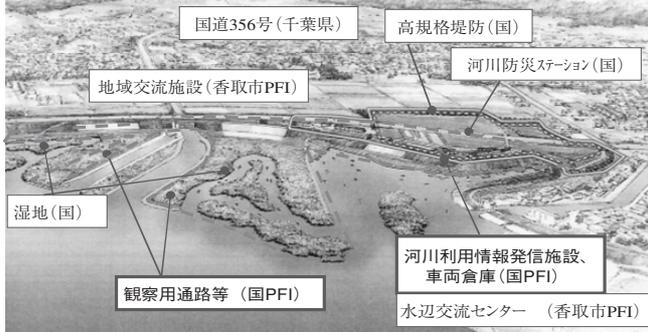


◎利根川・佐原広域交流拠点のPFI方式による整備等
 利根川において計画中的の佐原地域の広域交流拠点

について、その一部にPFI方式(国庫債務負担行為)を活用して整備・維持管理・運営を行うことにより、利用者の利便性の向上等を図る。

- 事業概要
- 1) 位 置: 千葉県香取市
 - 2) 河 川 名: 利根川水系利根川下流
 - 3) 事業内容: 車両倉庫、河川利用情報発信施設、観察用通路等の整備・維持管理・運営
 - 4) 総事業費: 約24億円

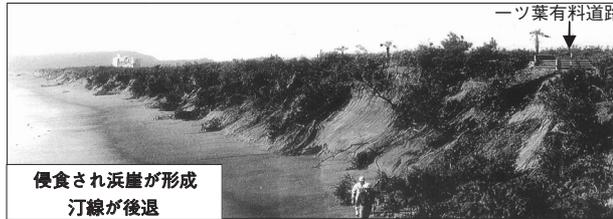
<位置図>



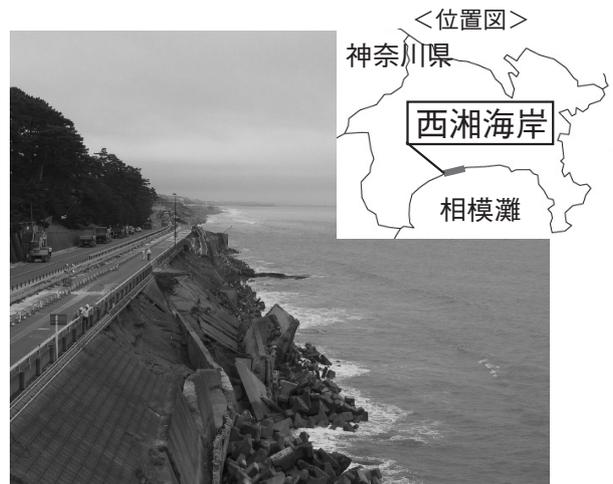
※PFI方式(国庫債務負担行為)の対象は、上記施設の一部(車両倉庫、河川利用情報発信施設、観察用通路等)である。

◎宮崎海岸の直轄海岸保全施設整備事業の新規採択
 宮崎海岸(延長6.9km)は約40年間で平均約40m(最大90m)の砂浜が侵食され、一ツ葉有料道路目前まで浜崖が迫っており、越波被害や重要幹線道路の流失など、地域経済への影響は甚大となるおそれがある。

る。侵食に影響する沿岸漂砂が及ぶ一連の海岸線全体で効果的な対策を講じるため、直轄海岸保全施設整備事業により、関係機関と連携して、総合土砂管理の考え方のもと保全対策を実施する。



◎西湘海岸等の海岸保全計画立案に関する調査検討
 西湘海岸は、汀線前面の海底勾配が急であり、高波が来襲しやすい地形となっている。これまでも海岸の侵食が進行していたが、平成19年9月の台風9号によって高波浪が来襲し、大規模な海岸侵食が生じた。このため、早急に海岸保全対策を講じ、さらなる海岸侵食の抑制を図っていくことが求められており、西湘海岸など全国各地で緊急に必要とされている海岸保全計画の立案に関する調査検討を実施する。



台風9号で大規模に海岸侵食が進行した西湘海岸

4. 効率的・効果的な事業の実施

公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通じて、投資に対して最も価値の高いサービスを提供(VFM※最大化)するため、公共調達改革等の取組及びコスト構造改革を積極的に展開していく。

(※VFM：Value for Moneyの略。投資に対して最も価値の高いサービスを提供すること。)

(1) 公共事業の調達方式の改革 — 品質の確保と入札契約の適正化 —

公共工事の品質確保の促進に関する法律（公共工事品確法）に基づき、公共工事の品質確保をより確実なものとするため、総合評価方式を積極的に活用していく。また、公共工事における入札談合等の相次ぐ摘発を踏まえ、一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を始めとした入札契約制度の改善の一層の推進を図る。この条件整備の一環として、不良・不適格業者の排除や事務量の増大の抑制等を図るため入札ボンド制度を活用する。

① 公共工事等の品質確保の促進

公共工事品確法等を踏まえ、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため以下の取組を実施

- 総合評価方式の拡充
- 総合評価方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定
- 施工体制確認型総合評価落札方式の試行の拡大
- 中立かつ公正な審査の確保
- 調査・設計業務の適切な実施
- 発注者の支援
- 補助事業等における公共工事の品質確保について
- 新技術の積極的活用

② 入札及び契約手続きにおける一層の透明性及び競争性の確保

- 一般競争入札方式の更なる拡大等
- 多様な発注方式の採用
- 政府調達協定対象工事における一般競争入札方式の競争参加資格とする経営事項評価点数
- 特定建設工事共同企業体の運用改善
- 入札ボンド制度の活用
- 随意契約の見直し

③ 著しい低価格による受注への対応

公共工事にかかるいわゆるダンピング受注については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発展を図る観点から排除に努める必要がある。入札段階の「緊急公共工事品質確保対策」に加え、施工体制確認型総合評価落札方式や低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行等を実施する。

(2) コスト構造改革への取組

公共工事のコスト縮減については、平成9年度から政府全体で取り組んでおり、国土交通省では平成14年度までに物価の下落等を含め2割以上のコストを縮減してきた。さらに、平成15年3月に、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、コストの観点から公共事業のすべての過程を見直す「公共事業コスト構造改革」に取り組んでいる。また、現行の「公共事業コスト構造改革プログラム」終了後の平成20年以降についても、5年間で15%程度のコスト構造の改善を目標とすべく、19年度中に新プログラムを策定し、コスト構造改革の取組を継続する。

<コスト構造改革への取り組み事例>

区分	概 要	総合コスト縮減効果
計画・設計の最適化	<ul style="list-style-type: none"> 購入土による置換工法による地盤改良を、現地材料とセメントスラリーを攪拌混合する地盤改良に変更することにより、置換材料（購入土）が不要となること、残土が発生しないことにより、コスト縮減を図る。 	(モデルケースによる試算例) 工事費 約710百万円→約400百万円 (約17%のコスト縮減)
	<ul style="list-style-type: none"> 粒度調整等による安定したフィルター材が生産できることを活用し、最適な堤体断面について詳細な検討・解析を行い、フィルター盛立量の縮減を図る。 	(モデルケースによる試算例) フィルター盛土量が約25m ³ の減となり、 工事費 約31億円→約27億円 (約13%のコスト縮減)
	<ul style="list-style-type: none"> 砂防ソイルセメントを用いた工法の採用により、建設発生土の有効活用が可能になり、環境への負荷軽減、施工の合理化による建設コストの縮減等を図る。 	(モデルケースによる試算例) 砂防ソイルセメントを用いることにより、 約221百万円→約187百万円 (約15%のコスト縮減)
	<ul style="list-style-type: none"> 他事業と連携して堆積した土砂を有効利用し、養浜土砂の運搬距離を短縮することにより、コスト縮減を図る。 	(モデルケースによる試算例) 運搬費 41百万円→32百万円 (約22%のコスト縮減)
管理の最適化	<ul style="list-style-type: none"> 排水機場・水門等の機械設備の修繕において、従来の経過年数による全部更新から、設備の劣化度診断による総合評価に基づいて、部品毎の必要最小限の修繕に転換することにより、コスト縮減を図る。 	(モデルケースによる試算例) 修繕費用 約400百万円→約380百万円 (約5%のコスト縮減)
	<ul style="list-style-type: none"> 水門ゲートを、耐食性及び耐衝撃性に優れた塗料に変更し、累積塗替費用の縮減を図る。 	(モデルケースによる試算例) 塗装費用 (50年間、10回→5回) 約794百万円→約583百万円 (約27%のコスト縮減)

(3) ダム事業における効率的、効果的な事業の実施

○ダム事業に係る改革

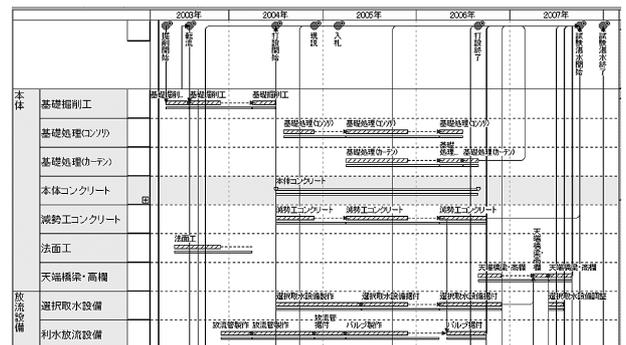
ダム事業に関しては、納税者及び利水者のコスト意識の高まり、国民の環境に対する意識の高まり、国・地方の財政状況の悪化、水需要の伸びの鈍化等の社会経済情勢の変化等に伴う要請に積極的に応えるべく、事業マネジメントの徹底・透明性の確保、より効率的な予算執行、コスト縮減の新たな取り組み、環境への配慮、既存ダムの活用等の取り組みを通じて、ダム事業改革を推進する。

◎事業マネジメントの徹底による工程・コスト管理の高度化

- ⇒全国の直轄及び水資源機構のダムで工程・コストを統合管理するシステム運用
- 共通プロジェクトマネジメント (PM) ツールを通じて、工程やコストに関する情報を本省一整備局一事務所が共有し、工程・コスト管理を徹底
- 年度途中におけるコスト縮減や追加ニーズ等の状況を的確に把握

- 上記を踏まえ、ダム間流用を適宜行うなど、効率的な予算執行を実施

<PMツールを用いた工程管理のイメージ>



◎事業の透明性の確保

- ⇒国民や利水者に対し、予定工程等を公表
- 直轄・水機構・補助の本体工事中のダムで、予定工程等をHPで公表
- ◎計画・設計・施工等あらゆる段階でのコスト縮減
- ⇒直轄及び水機構ダムでコスト縮減マネジメントシステムを運用
- データベース化により、キーワード等を用いてコスト縮減事例を検索し、それらの事例を参考にした新たなコスト縮減の取り組みが可能に

⇒コスト縮減額等は、ダム間流用の弾力的実施等によりダム事業全体で有効活用

◎既存ダムの有効活用の推進

既存ダムの活用により、洪水調節効果の増強による洪水リスクの軽減、水量回復による河川環境の改善など治水機能等を向上

○ダム事業費等監理の充実

現在建設中のダム事業等について、原則事業毎に、毎年、コスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について、第三者の意見を求める機関としてダム事業費等監理委員会（仮称）を設置し、一層の事業費・工程管理の充実を図る。

○ダム管理用制御処理設備のコスト縮減への取り組み

ダム管理用制御処理設備（ダムコン）は、全てのダムに設置され、ダム操作に必要な諸量情報収集、演算処理及び操作等一連のダム制御運用を行う重要な設備である。また、放流設備の規模、能力等の違いによりダム毎に特注的な部分が多く、更新に係る費用も大きい傾向にある。

今後も老朽化に伴い、順次更新されることから、ダム運用上の安全性・信頼性を確保しつつ、更新費用の抑制を図っていく。

<ダム管理用制御処理設備>



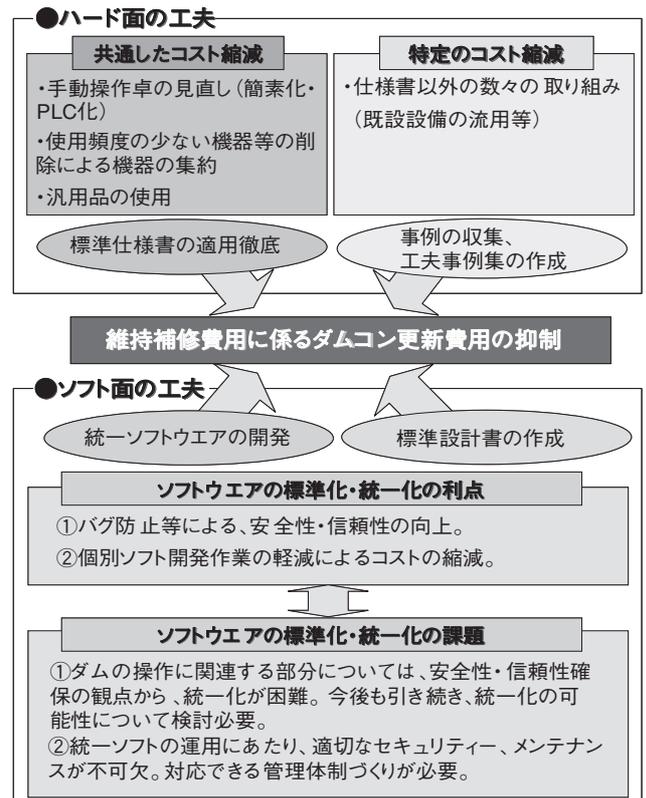
◎これまでの取り組み

ハード面における標準的な構成、性能等を定めた「標準仕様書」を平成16年に改訂し、使用頻度の少ない機器の削除や、汎用品の使用等を位置づけ、コスト縮減を意識したものとなっている。また、ダムによっては既設設備の流用等独自の工夫によりコスト縮減を図っている事例もある。

◎これからの取り組み

現標準仕様書の適用事例はまだ少ないため、仕様

<ダムコンのコスト縮減への取り組み>



書適用の徹底を図ると共に、工夫事例を収集整理し広く情報提供することにより、更なるコスト縮減に努める。

ソフトウェアは、ダムの特殊性から安全性・信頼性を確保しつつ、更なるコスト縮減を図るべく、ソフトの標準化・統一化に向けての検討を実施する。

5. 政策評価及び個別公共事業の評価

平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(行政評価法)が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、「①政策アセスメント(事前評価)」、「②政策チェックアップ(業績測定)」、「③政策レビュー(プログラム評価)」の3つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

また、個別公共事業の実施においては、新規事業採択時評価、再評価について、同基本計画に基づき実施。

① 政策アセスメント(事前評価)の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・有効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策を企画立案。例えば必要性の観点からは、目標と現

状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行い、具体的施策を提案。

② 政策チェックアップ（業績測定）の概要

毎年度末を目途に、事業実施により国民等にどのような効果をもたらされるのかをできるだけ直接的

に表す業績指標（アウトカム指標）の測定を行い、指標と施策に関わる現状を分析することにより、成果の進捗状況、課題や今後の方向性等を評価し、その結果を予算等に反映。

<政策チェックアップの例（政策目標：水害等による被害の軽減）>

施策の概要

必要性：

諸外国と比較して厳しい我が国の国土条件や社会条件において、水害被害の軽減を図り、安全で安心できる社会活動を支える必要がある。

指標：洪水による氾濫から守られる区域の割合
主な施策：河川整備、ダム等洪水調節施設の整備、砂防設備の整備

初期値	実績値	目標値
約58% (57.8%)	約60% (59.7%)	約62% (61.7%)

指標：土砂災害から保全される戸数
主な施策：砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備

初期値	実績値	目標値
約120万戸	約130万戸	約140万戸

主な課題

河川、ダム、砂防設備等の整備には計画から完成まで長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。

また計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備が必要である。

現状分析

○洪水による氾濫から守られる区域の割合
H17の実績値は59.7%と目標達成に向けて概ね順調に推移している。

○土砂災害から保全される戸数
H17の実績値は約130万戸であり、目標達成に向けて概ね順調に推移している。

今後の取組み

○できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。

○本体工事中のダムや水害が頻発している地域での河川改修に重点的・集中的な投資を行うとともに、箇所数を厳密に管理し、計画的・効率的な施設整備を図る

○下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。

③ 政策レビュー（プログラム評価）の概要

既存施策について、1) 国土交通省の政策課題として重要なもの、2) 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの、3) 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの、4) 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの等の観点からテーマを選定。

第三者から助言等を求めながら、総合的で掘り下げた分析・評価を実施し、今後の政策の見直し、改善につなげる。

<政策レビュー河川局関係テーマ>

- 環境政策・省エネルギー政策の総合点検 (H19)
- 河川環境の整備・保全の取組み (H19)
- 総合的な水害対策の総点検 (H21)
- 行政行動の改革 (H23)
- 美しい国づくり政策大綱 (H23)

- バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）(H23)
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (H23)

※()内はとりまとめ予定年度

④ 個別公共事業の評価

河川局所管事業について新規事業採択時評価や再評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性・透明性を確保。

(1) 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ① 事業費を新たに予算化しようとする事業
- ② ダム事業の実実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

(2) 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

- ① 事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業
- ④ 再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

(3) 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成15年度より本格実施。

(4) 評価結果の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所です算内示をされる事業(ダム事業等)については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表（詳細については、<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/hyouka/index.html> 参照）

なお、上記(1)~(3)に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用便益分析については、「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づき実施。

〈事業の評価結果等〉

I. 新規事業採択時評価

事業区分		事業名	事業主体	総事業費(億円)	B/C
ダム事業	直轄事業等	木曾川水系連絡導水路事業	中部地方整備局水資源機構	890	1.7
	補助事業	最上小国川ダム建設事業	山形県	70	1.6
海岸事業	直轄事業	宮崎海岸直轄海岸保全施設整備事業	九州地方整備局	294	9.6

II. 再評価結果

事業区分	再評価実施箇所数						再評価結果				
	5年未着工	10年継続中	準備計画5年	再々評価	その他	計	継続		中止	評価手続中	
							うち継続見直し				
ダム事業	直轄事業等	2	0	0	4	6	12	10	0	0	2
	補助事業	0	0	0	4	10	14	5	0	2	7
	合計	2	0	0	8	16	26	15	0	2	9

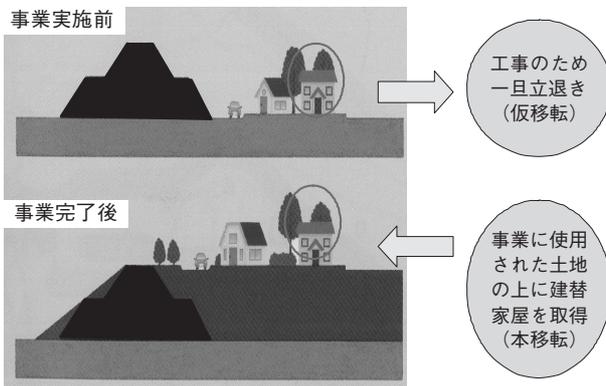
【中止事業の再評価結果等】

事業名 事業主体	総事業費(億円)	B/C	中止理由
男川ダム建設事業 愛知県	173	1.4	平成17年2月に締結された岡崎市と旧額田町との合併協定書の中で「男川ダムからの利水撤退」が明記されたため、治水と利水を目的とした男川ダム建設事業の見直しが必要となった。このため事業計画を再検討した結果、男川ダムを中止し、遊水地と河道改修にて治水対策を行う内容の河川計画に変更することとなった。
村松ダム建設事業 長崎県	71	1.0	水道事業者の撤退により、治水事業の投資額が増大し、費用対効果が得られなくなったため事業中止とする。

6. 税制関係

○高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る不動産取得税の特例措置（延長）

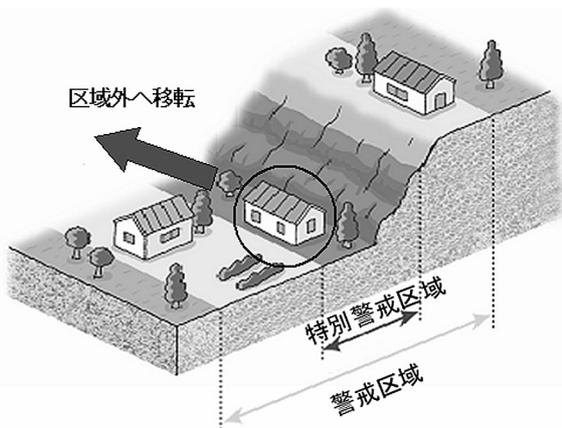
高規格堤防の整備に係る土地の使用に伴い、当該土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示があった日から2年以内に従前の土地の上に従前の建替家屋に代わる家屋を取得した場合について、建替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前の価格を控除する現行措置を2年間延長する。



$$\text{不動産取得税の課税標準} = \text{建替家屋の価格} - \text{従前家屋の価格}$$

○土砂災害の発生のおそれがある区域から移転する者が取得する住宅及び住宅用地に係る不動産取得税の特例措置（延長）

土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域から、住宅・建築物耐震改修等促進事業費（かけ地近接等危険住宅移転事業）に係る補助を受けて当該区域外に移転する際に、新たに取得する住宅又は住宅用地について、不動産取得税を4/5に軽減する現行措置を2年間延長する。



○特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置（延長）

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を1/2に軽減する現行措置を2年間延長する。



7. 新たな行政課題に対する調査検討（行政部費）

① 水資源対策費

○水利使用者のコンプライアンス強化を通じた河川管理手法の検討経費

一級河川における電力会社の発電に係る水利使用をめぐり、これまでに許可取水量を超過した取水、工作物の改築等に係る河川法の許可手続きの遺漏など多数の不適切事案が判明したことから、水利使用許可の審査基準となっている水利使用者の能力及び使用者の実行の確実性の確保について、企業コンプライアンス等の新たな視点を加味した電力会社の構築する水利使用マネジメントとそれに対する河川管理者の評価のあり方を検討し、河川管理者が行う指導・助言に活用する。

② 水環境対策費

○河川におけるエコロジカルネットワーク形成経費

分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することにより、劣化された生態系の回復及び生物多様性の保全を図ることを目的に、河川と水路・水田等との横断方向での生息環境の連続性を確保することによる生物生息環境の評価手法や生息環境の連続性確保技術について検討し、河川における生息環境の連続性確保に関する指針を作成する。

○生物間相互作用（生態系サイクル）を活用した水質改善に関する検討経費

生態系の食物連鎖の関係・機能など生物間相互作用の活用による水質改善について、小規模な水域での先進的な事例を参考にしながら、湖沼への適用方策を検討する。また、モデル湖沼における実証実験を行い、水質改善効果を検証する。これらの結果を

もとに、生物間相互作用活用に係る水質改善の手引きをとりまとめ、湖沼の生物間相互作用を活用しコントロールすることによる湖沼の水質改善対策を推進する。

○総合的な土砂管理を効果的かつ効率的に推進するための手引き作成についての検討経費

土砂移動が原因となり問題が発生している流砂系において、土砂の流れの健全化に向けた総合的な土砂管理が円滑に進むように、流砂系全体としての視点から問題把握の仕方及び改善策の効果を定量的に評価する方法並びに効率的な調査の仕方のポイントをまとめた手引きを作成する。

③ 水害・土砂災害対策費

○水害・土砂災害時の避難誘導支援検討経費

高齢化や地域コミュニティ機能の低下等を背景とする地域の防災力低下が指摘されている中、特に、最近の水害、土砂災害では、高齢者等の災害時要援護者の被災が目立っており、社会状況の変化に対応した避難体制の確立が急務である。

よって、人命等の被害を最小限に食い止めるため、高精度な予測情報とユビキタス技術の応用による迅速かつ的確な避難誘導の実用化に向けた技術面・運用面の検討を行う。

○地球温暖化による気候変動の影響に適応した国土保全方策検討経費

平成19年に、IPCC第4次報告がなされたが、地球温暖化が人間活動によるものであることが明示され、海面水位の上昇、渇水や洪水リスクの全地球的な増大がより確かなものとして予測されている。我が国においても気候変動による災害リスク増大の脅威から安全・安心を確保することは喫緊の課題となっている。

こうした課題の解決のため、海面水位の上昇、渇水、洪水、高潮等への気候変動による影響について把握し、施設整備や計画の前提となる外力がどの程度変化し、その変化により、河川・海岸における直接的な被害や社会経済活動への影響など間接的な被害がどの程度及ぶのか評価する。さらにこれらのリスク回避のための適応策について、災害リスクの増大に対する短期・長期的な適応戦略の提案を行い、もって将来の災害に強いしなやかな国土の形成に資する。

○洪水調節効果向上ダム操作手法検討経費

現行のダム操作規則は昭和40年代にそのひな形が出来たものであり、昨今頻発する急激な出水時の洪

水調節や、きめ細やかなダム操作に対する要請に対して適応できない状況が生じている。

新たな操作方式の適用についての検討、試行を行い新しい標準操作規則を策定することにより、安全且つきめ細やかなダム操作方法を普及させ、既存社会ストックの更なる有効活用を図る。

○ダムアセットマネジメント(ダムの長寿命化施策)検討経費

ダムを半永久的な機能を持つ施設としてとらえ、新たな評価手法を確立しつつ、ダムの長寿命化施策を推進する。

将来、ダムの集中的な堆砂対策への投資が危惧されている中、ダムの長寿命化を踏まえた施策の展開、すなわち貯水池の適切な土砂管理及びゲート等の維持管理をすることにより、既設ダムが半永久的にその機能を果たし得るものとなり、ダムとしての資産が有効に活用(アセットマネジメント)されるものとなる。

また、新しい効率的なダムの維持管理の考え方として、「予防保全」と「事後修繕」の概念を取り入れた、効率的なダムの維持管理方策について検討する。

○水害に対する地域防災力の調査・検討経費

現在、地域コミュニティの衰退、水防団員の減少、高齢化、サラリーマン化等により地域防災力が低下している。そこで、自助・共助・公助の取り組みによる地域防災力の再構築及び減災体制の確立を図る必要がある。地域防災力の向上を図るためには、①水害に対する地域防災力の定量的評価、②地域防災力向上のために各地域に足りない要素の明確化、③その要素を補うための戦略プランの検討等を実施する必要がある。そのため、水害に対する地域の取組や水防活動の実態調査、多様な担い手が参画した懇談会における関係者の意識調査等を実施する。

○砂防関連施設の適切な管理計画についての検討経費

砂防関連施設のストックは年々増加しており、その機能をできる限り長期間発揮させるには、施設の損傷・機能の低下に対し迅速で適切な対応が行われる必要がある。また、今後新規に計画される砂防関連施設に対しても、維持管理にかかるコストについてあらかじめ検討の上、施設の管理計画も事前に策定しておく必要がある。本施策の目的は、砂防関連施設の管理計画の策定手法について検討し、砂防計画に関する技術指針及び施策立案に反映させることである。

8. 豪雨災害対策緊急アクションプラン【H16.12.10】の実施状況

現状と課題

改善策

改善目標等



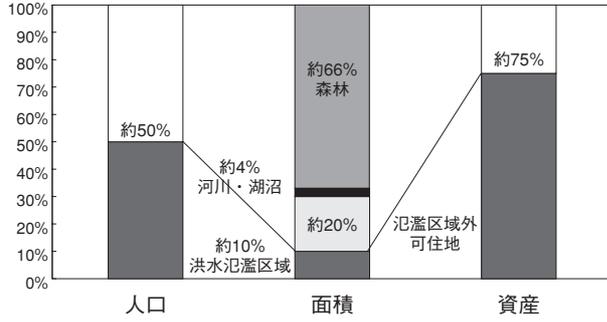
(参考資料)

河川行政を取り巻く我が国の状況

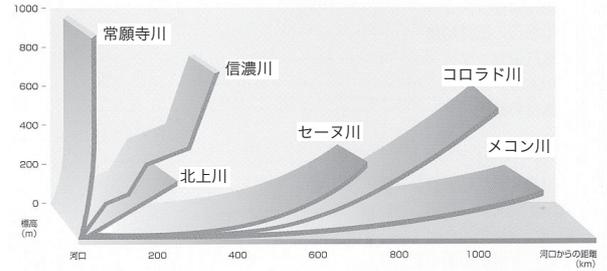
○我が国においては、国土面積の約1割にすぎない洪水氾濫区域に、約5割の人口、約4分の3の資

産が集中。ひとたび洪水が発生すれば、被害は深刻なものとなる。

○日本の河川は急勾配なため、大雨が降れば上流から下流へと一気に流れ大きな被害をもたらす。

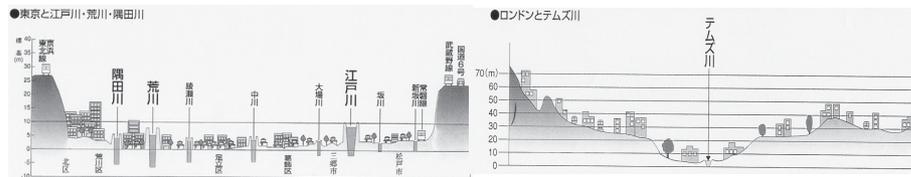


【日本の国土利用状況】

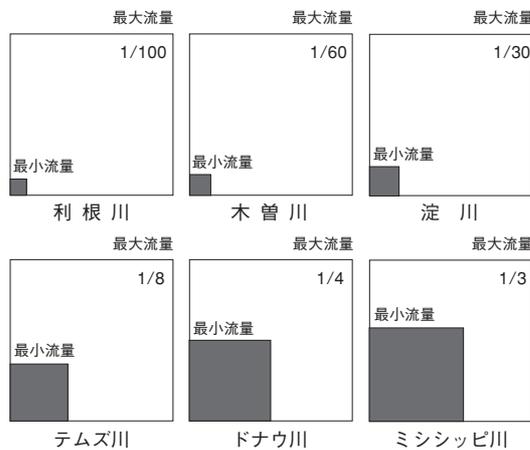


【河口からの距離と標高】

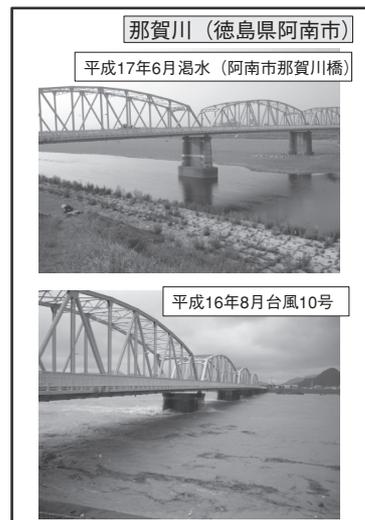
○日本の都市の多くは、洪水時の河川水より低いところにあり、洪水の被害を受けやすい。



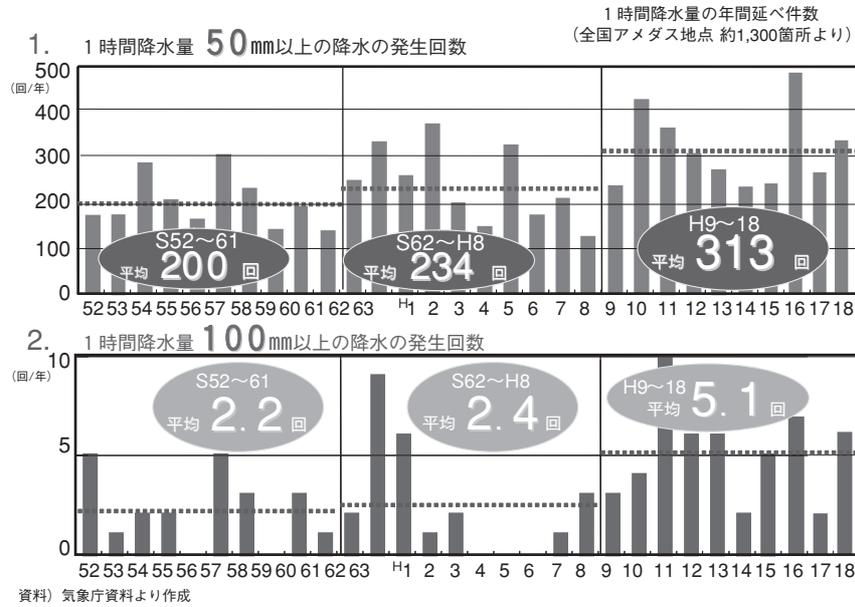
○日本の河川は、最大流量と最小流量の差が大きい。そのため、瞬時に大洪水となり、瞬時に水が減少する。



【最大流量と最小流量の比較】

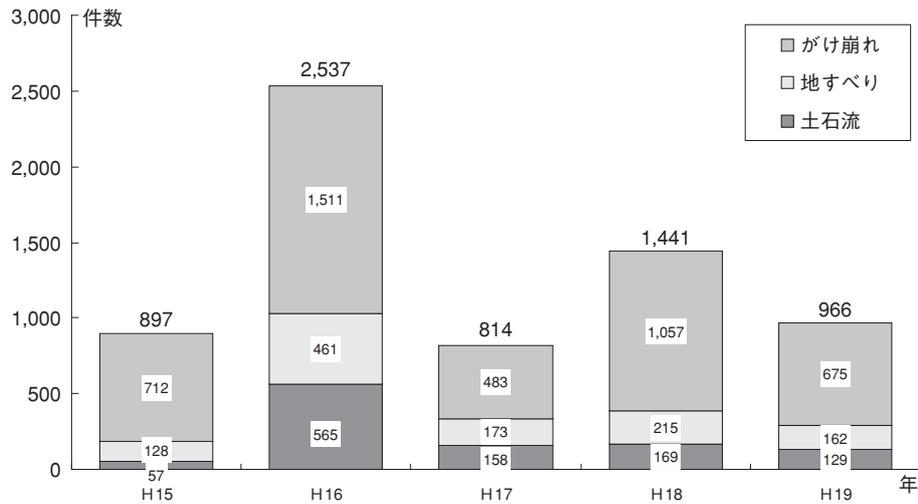


○ 1時間に50mmや100mmを越す集中豪雨が増加傾向にある。



IPCC(気候変動に関する政府間パネル)による報告(抜粋)(2007年)
『多くの陸域で、温暖化や大気中の水蒸気の増加とともに、大雨の頻度が増加している。』

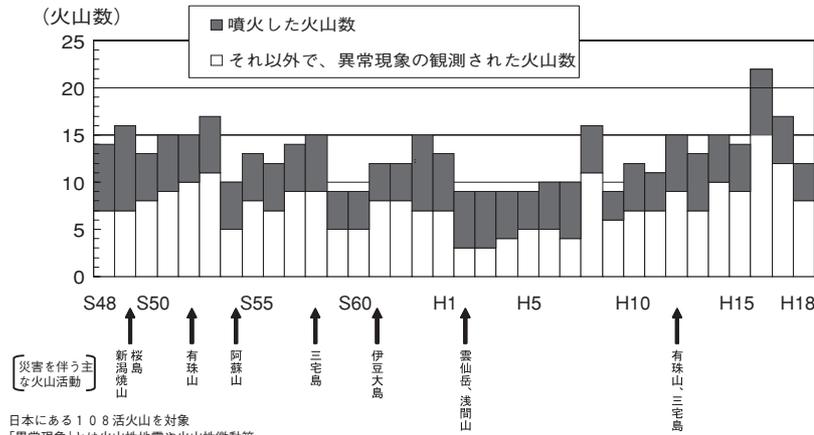
○平成19年は全国46都道府県で966件の土砂災害が発生しており、依然として多発する土砂災害に対する備えが急務となっている。



【近年の土砂災害発生件数】

○我が国は、世界に占める国土面積が、約0.3%であるにもかかわらず、マグニチュード6以上の地震回数は約21%、活火山数は約7%にもものぼる地震・火山大国である。毎年約10程度の火山におい

て、火山活動を示すなど、活発に活動しており、火山噴火に伴う土砂災害対策への備えが急務となっている。

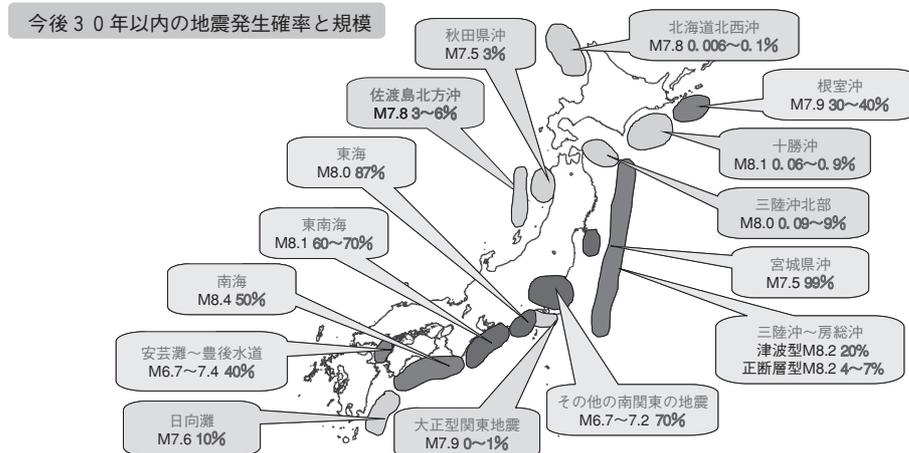


注1) 日本にある108活火山を対象
 注2) 「異常現象」とは火山性地震や火山性微動等
 注3) 火山観測データに異常があったもの
 出典 国土面積(南極大陸を除き、地球上の陸地面積に対するもの):理科年表/活火山数、大規模地震(マグニチュード6.0以上)の回数:平成18年度版防災白書

【年別の火山活動状況】

○東海地震や東南海・南海地震などの海溝型巨大地震や、首都直下地震等の大都市を襲う直下型地震

に備えるため、既存の施設を活用し、緊急的に防災機能を確保することが必要となっている。



※地震調査研究推進本部による主な海溝型地震の評価結果(基準日:2007年1月1日)を基に河川局にて作成

【地震の発生確率と規模】

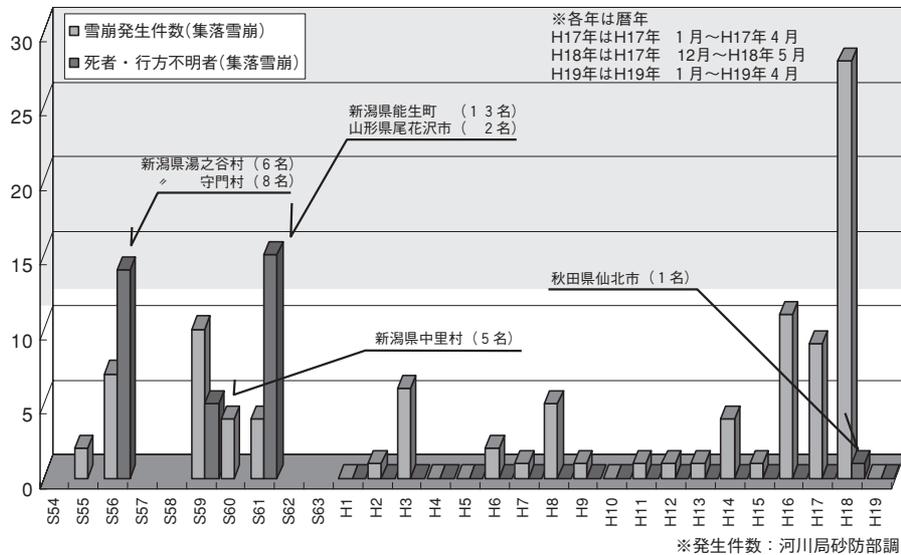
〔過去の主な海溝型地震による被害〕

1854年 安政東海地震(M8.4)	安政南海地震(M8.4)	死者 2,000人以上
1896年 明治三陸地震津波(M8 1/2)		死者 約22,000人
1923年 関東大震災(M7.9)		死者 約143,000人
1933年 昭和三陸地震津波(M8.1)		死者 3,064人
1944年 昭和東南海地震(M7.9)		死者 1,251人
1946年 昭和南海地震(M8.0)		死者 1,330人

出典 理科年表

○記録的な豪雪であった平成18年は雪崩の発生件数が100件で、その内集落雪崩（人家周辺の雪崩）

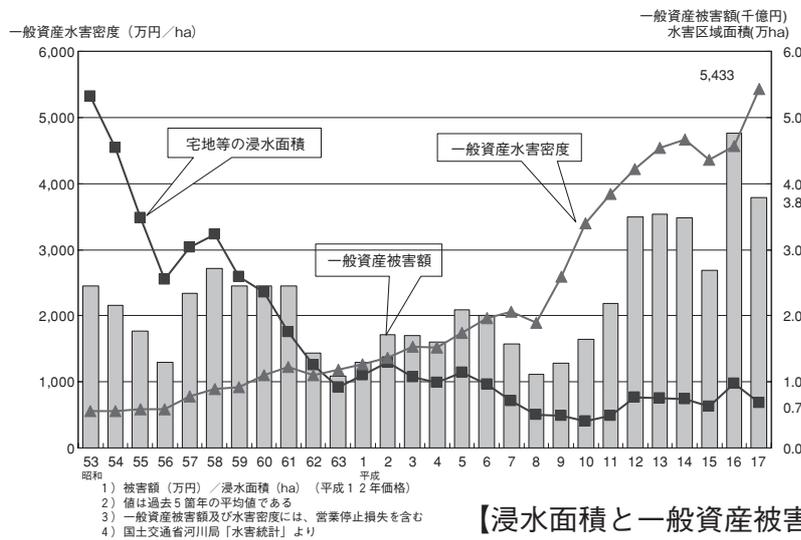
が28件発生しており、雪崩防止施設の整備等、雪崩に対する備えが重要である。



【雪崩発生件数と死者数(集落雪崩)】

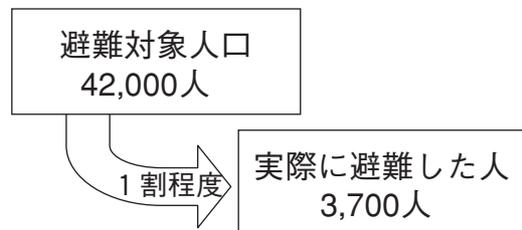
○治水施設の整備等により浸水面積は減ってきているが、都市化の進展や高価な資産の増加により一

般資産被害額が増大している。



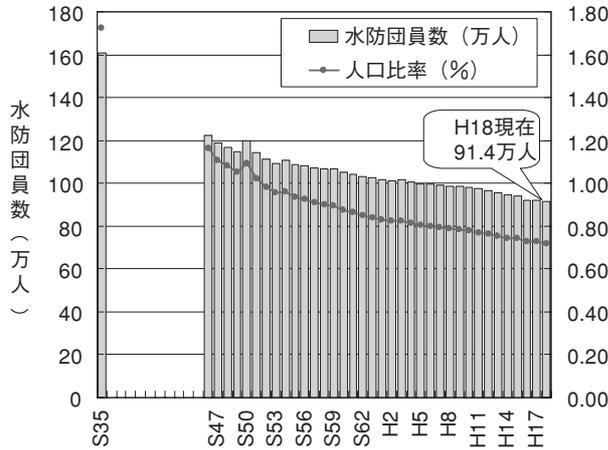
【浸水面積と一般資産被害の推移】

○避難勧告等が発令されても避難しない住民が多数。全国で、発令の遅れが問題となる地域や適切な行動がとられない状況が発生している。



<平成16年10月台風23号で甚大な被害が発生した円山川(兵庫県豊岡市)の例>

○旧来型のコミュニティが衰退し、水防団員の減少と高齢化が進んでいる。



出典：河川局防災課調べ

○地下鉄・地下街などの地下空間利用の増加による浸水被害が増加している。

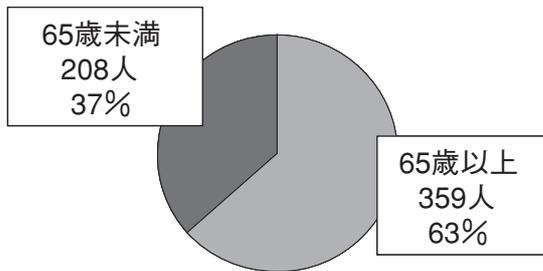


H15.7地下施設浸水(福岡市)



H16.10地下鉄ホーム浸水(東京 麻布十番駅)

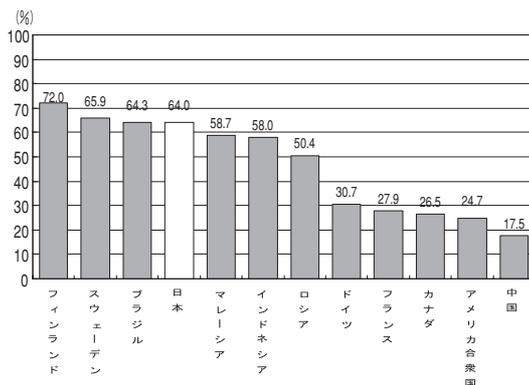
○高齢者などの災害弱者が多数被災している。



出典：消防庁HPに掲載されている平成16年以降の災害を集計 (H18.9.21時点)

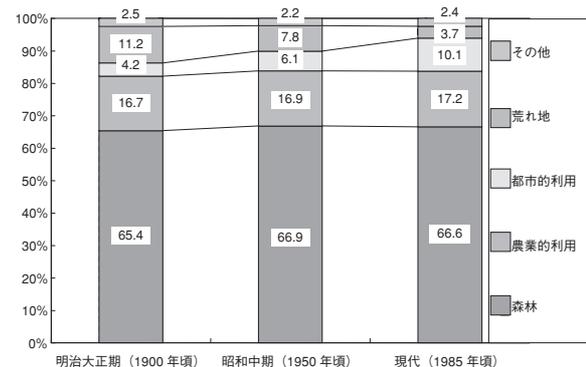
○わが国の森林面積は国土面積の約6割を占め、過去100年間で大きな変化はなく、その比率は、欧

米に比べ高い。



出典：総務省統計局・統計研修所編「世界の統計2007」

【森林面積率の国際比較】

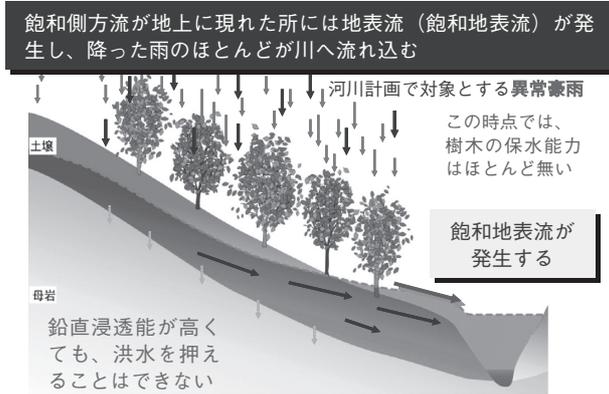


出典：アトラス 日本列島の環境変化

【国土利用の変化】

○森林の洪水緩和機能については、中小洪水に一定の効果を有するものの、治水計画の対象となるよ

うな大雨の際には、森林域からも降雨はほとんど流出する。



(東京大学名誉教授・福島大学教授 虫明功臣「森林斜面から渓流や河川への流出過程」より)



【豪雨により樹木を巻き込んだ山崩れが発生(H16.8 徳島県)】

【大雨時の森林斜面からの流出量】

日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」【H13.11】(抜粋)

Ⅲ 森林の多面的機能

12 森林の多面的機能各論

(4) 水源涵養機能

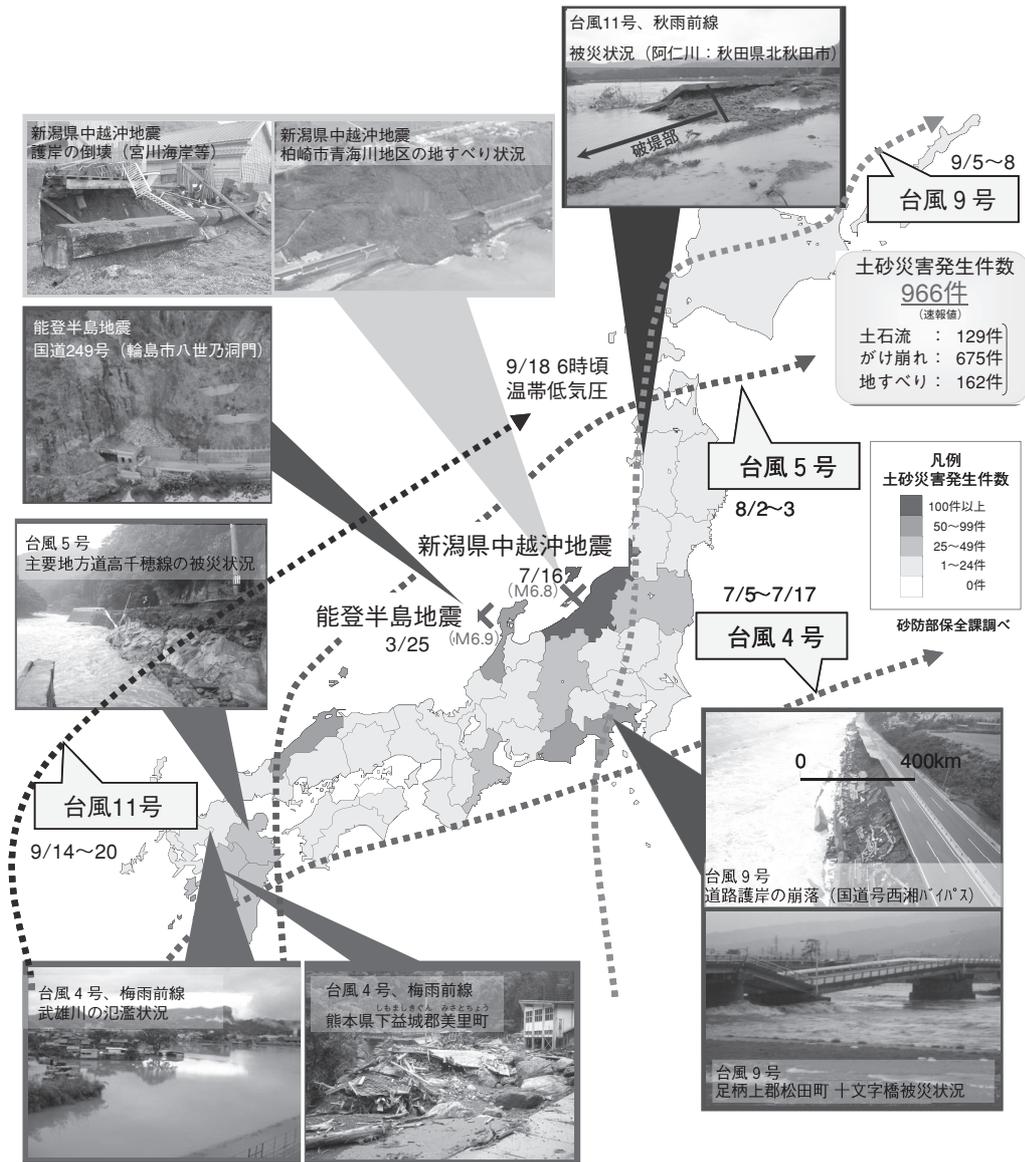
- 治水問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。
- 森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。
- 流況曲線上の渇水流量に近い流況では（すなわち、無降雨日が長く続くと）、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場合がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部の蒸発散作用により、森林自身がかなりの水を消費するからである。
- あくまで森林の存在を前提にした上で治水・利水計画は策定されており、森林とダムの両方の機能が相まってはじめて目標とする治水・利水安全度が確保されることになる。

平成19年に発生した災害の状況

○全国各地で甚大な被害が発生

平成19年は、能登半島地震、新潟県中越沖地震等の大規模地震の発生に加え、台風や梅雨前線の活動

等に伴う水害・土砂災害が頻発している。平成19年の主な地震、水害・土砂災害による死者・行方不明者数は30名、住家被害は79,974棟である。



○主な災害による一般被害

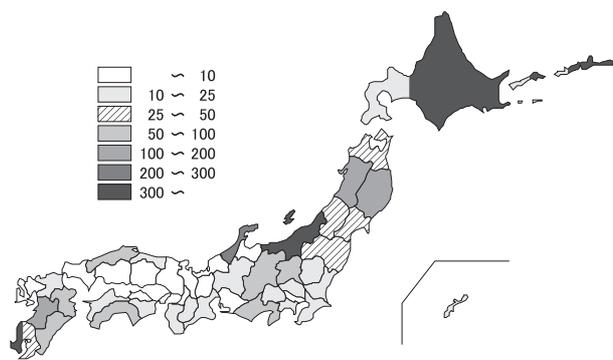
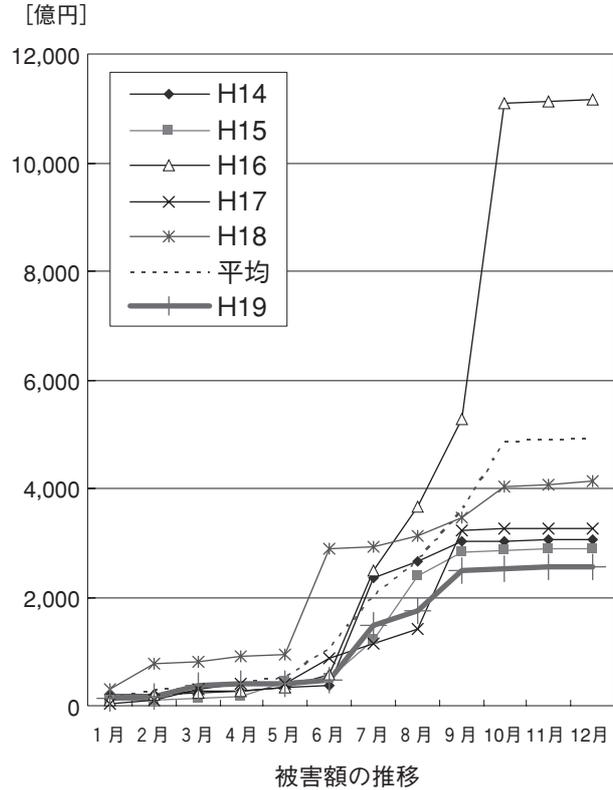
被災原因	時期	死者・行方不明者	負傷者	住家被害				
				全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
能登半島地震	3/25	1	356	684	1,733	26,935	—	—
台風4号、梅雨前線	7/5~17	7	79	26	26	218	420	2,993
新潟県中越沖地震	7/16	15	2,345	1,319	5,621	35,070	—	—
台風5号	8/2~3	0	30	2	8	153	146	491
台風9号	9/5~8	3	90	10	27	647	415	1,195
台風11号、秋雨前線	9/14~20	4	7	19	239	123	401	1,053

※消防庁資料より作成 (平成19年12月28日時点)

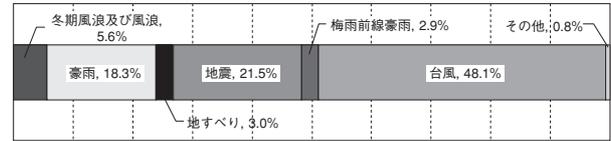
○国土交通省所管公共土木施設の被害

平成19年12月28日現在までの国土交通省所管公共土木施設の被害は、直轄で約492億円（333箇所）、補助で約2,058億円（14,337箇所）が報告されている。

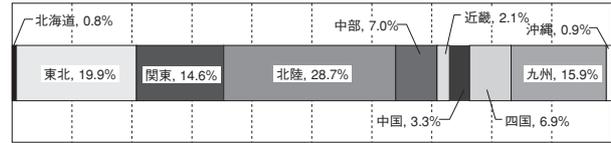
過去5カ年の同時期の平均被害額と比較すると、5割程度となっており、被害額の約51%は台風及び梅雨前線豪雨、約22%は地震が被災原因である。



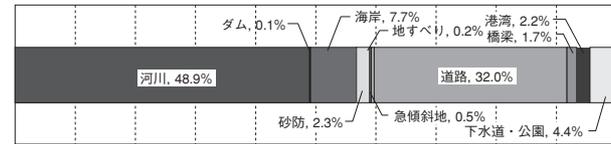
異常気象別被害報告額



地方別被害報告額



工種別被害報告額



国土交通省所管公共土木施設（直轄・補助計）の被害

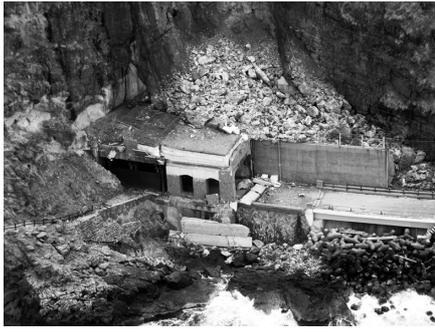
被災原因	被害箇所数	被害額
能登半島地震	904箇所	約203億円
台風4号、梅雨前線	5,442箇所	約652億円
新潟県中越沖地震	1,334箇所	約341億円
台風5号	1,114箇所	約110億円
台風9号	2,220箇所	約452億円
台風11号、秋雨前線	1,183箇所	約266億円

○能登半島地震

3月25日9時42分頃、能登半島沖を震源（深さ11km）とするマグニチュード6.9の地震が発生し、石川県七尾市、輪島市、穴水町で震度6強を観測したほか、石川県や富山県、新潟県の一部で震度5弱～6弱を観測した。



国道249号（石川県輪島市深見町）



国道249号（石川県輪島市町野町曾々木八世乃洞門）



石川県羽咋郡志賀町赤崎

○台風4号及び梅雨前線による大雨と暴風

台風4号は、7月13日に沖縄本島の西海上を北上し、強い勢力を維持したまま九州に接近し、沖縄地

方、西日本の太平洋側と伊豆諸島では暴風となった。また、台風の通過に伴い14日から16日にかけて西日本から東北南部の太平洋側の広い範囲で大雨となった。九州付近では7月5日から梅雨前線が活発化し、6日から7日には九州地方の広い範囲と四国の一部で大雨となり、10日から12日には九州、近畿、東海地方の一部で大雨となった。台風と梅雨前線の活動に伴う5日～17日の総雨量は、南西諸島、九州、四国、東海、関東地方の各地で7月の月間平均雨量の2倍を超え、各地で記録的な大雨となった。

○新潟県中越沖地震

7月16日10時13分頃、新潟県上中越沖を震源（深さ17km）とするマグニチュード6.8の地震が発生し、新潟県柏崎市、長岡市、刈羽村及び長野県飯綱町で震度6強を観測したほか、新潟県と長野県の震源に近い各地で震度5強～6弱を観測した。

〈国土交通省の主な対応状況〉

◆被害状況の把握及び早期の災害復旧に向けた技術的支援の状況

早期の災害復旧に向けた技術的支援のため、多くの職員や専門家等を派遣し、被害状況の調査や復旧工法の指導等を実施した。

- ・政府調査団（吉田政務官（当時）他4名）、国土交通省緊急調査団を派遣

家屋の浸水状況
（熊本県上益城郡甲佐町津志田）市道八幡御銚ヶ浦線
（宮崎県日向市細島）国道445号
（熊本県球磨郡五木村築切）一級河川柏川
（熊本県下益城郡美里町柏川）



鯖石川 (新潟県柏崎市橋場町)



宮川海岸 (新潟県柏崎市宮川)



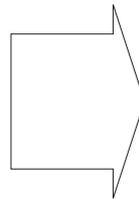
県道荒浜中田線 (新潟県刈羽村下高町)



国道352号 (新潟県柏崎市椎谷)



青海川地区 (新潟県柏崎市青海川地区 JR信越本線)



現在までの状況(H19.11.20)

災害関連緊急地すべり対策事業により対策を実施中

信越本線は9/13に開通
今後法枠工等に本格着手し青海川集落等の安全を確保

- 新潟県からの要請を受け、本省災害査定官、北陸地方整備局担当官等の6名を派遣し、災害緊急調査を実施
- 本省及び国土技術政策総合研究所の担当官等5名を派遣し、河川堤防等の被災原因調査等を実施
- 北陸地整は、柏崎市に自治体支援の窓口として現地支援センターを開設
- 北陸地整は、新潟県からの要請を受け、柏崎市の市道及び市管理河川に係る被害額を把握するため、5地整の職員(延べ約480名)からなる調査隊を派遣
- 新潟県からの要請を受け、二次被害の防止のために、5地整・6県・砂防ボランティア等(延べ約640名)からなる「土砂災害対策緊急支援チーム」を派遣
- 新潟県からの要請を受け、災害復旧に関わる作

業支援のため、北陸地整をはじめ全国の地整などの応援を受け、延べ約2,500名を現地に派遣

◆災害対策用機械の派遣状況

ヘリコプター(5機)、照明車(32台)、対策本部車(3台)、衛星通信車(1台)等を派遣し、被害調査や作業等の支援を実施



大型土のうによる応急復旧
(鯖石川、新潟県柏崎市橋場町)

◆**応急対策の実施**

地震で被災した施設については、今後の出水等による被害を防止するため応急対策を早期に実施

◆**査定の簡素化**

総合単価使用や机上査定の適用範囲を拡大し、迅速な災害査定を実施することにより、早期復旧へ取り組んでいる。

◆**土砂災害に対する災害関連緊急砂防等事業の採択**

土砂災害については、9月4日までに柏崎市、上越市において災害関連緊急砂防等事業を計41億円採択済み。うち4億円については、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に特例を設け事業を実施

◆**災害査定の早期実施**

河川局所管公共土木施設の災害査定について、被災箇所330件は地震発生から1.5ヶ月以内に、全体の1,212件についても地震発生から2ヶ月以内に災害査定を行い、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業が決定した。

○**台風9号による大雨と暴風**

台風9号は、8月29日に南鳥島近海で発生し、父島の北の海上を西に進んだ後、進路を北よりに変え、9月7日午前0時前に静岡県伊豆半島南部に上陸した。その後台風は、関東地方や東北地方を北上し、各地に大雨と暴風をもたらした。



松田町道6号線・開成町道201号線十文字橋
(神奈川県足柄上郡松田町惣領)



水防活動状況
(多摩川、東京都世田谷区二子玉川)



排水ポンプ車による排水活動状況
(鐺川、群馬県高崎市)



一級河川九十九川
(群馬県安中市原市)

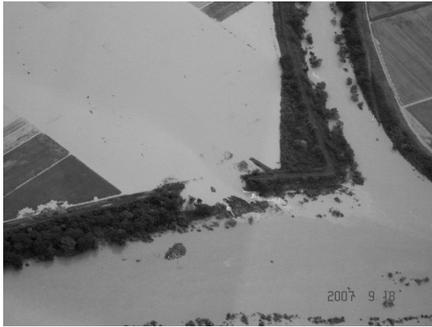
また、東京都小河内(694mm)と静岡県湯ヶ島(692mm)では、降り始めからの雨量が観測史上1位(72時間雨量)を記録した。

○**台風11号及び秋雨前線による大雨**

台風11号は、9月13日に南大東島の南東海上で発生して、沖縄本島の近海を通過した。その後、東シナ海を北上し、17日に日本海西部で温帯低気圧となった。九州や東海地方にかけての太平洋側では、台風の影響による暖かく湿った空気が流れ込んだため、13日から17日にかけて大雨となった。また、東北地方では、秋雨前線と台風11号から変わった低気圧の



家屋の浸水状況
(秋田県能代市二ツ井)



一級河川小阿仁川
(秋田県北秋田市李岱)



国道105号
(秋田県北秋田市阿仁荒瀬)

影響により15日から18日にかけて大雨となった。

特に、岩手県花巻市豊沢(300mm)、秋田県仙北市
鎧畑(289mm)、青森県新郷村戸来(216mm)におけ
る15日19時から18日24時までの雨量は、平年の9月
の月間降水量を超える大雨となった。

○災害復旧に関する近年の取組みについて

◆災害査定の迅速化

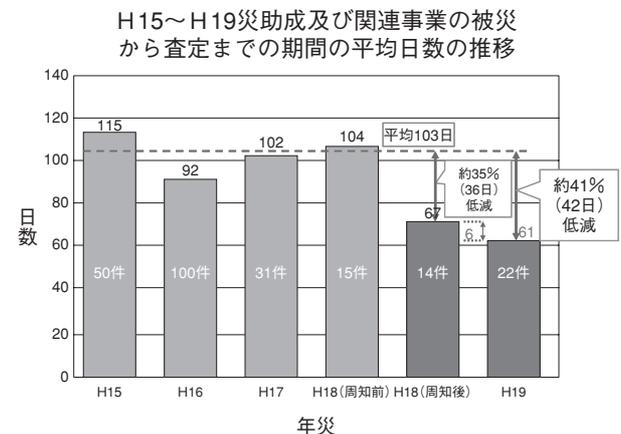
災害復旧を迅速に行うため、平成18年に、災害査定の実施について、補助事業については、発災後、2ヶ月以内に行うことができるよう、地方公共団体に周知。直轄河川についても平成18年より、発災から概ね1ヶ月で採択が得られるよう迅速化に取り組んでいる。

◆緊急災害調査の活用

災害復旧の迅速化に資するため、地方公共団体に
対し復旧工法等に関する技術指導を行う災害緊急調
査を平成18年より積極的に活用

◆応急工事の早期実施

豪雨、地震等により公共土木施設に被害が発生し
た場合において、「早急な復旧が不可欠である箇所
については、査定に先立って応急工事に着手できる」
旨を地方公共団体に周知



注) H19は、冬季風浪により、調査不能期間が長期に及んだ
糸魚川海岸2箇所を除く

平成19年発生災害における緊急調査の実施状況

No.	異常気象	発生日	県名	日程
①	平成19年(2007年登半島地震) 能登半島地震	3月25日	石川県	3/29～30
②	梅雨前線豪雨	7月5日	熊本県	7/12～13
③	台風4号	7月15日	千葉県	7/25
④	台風4号	7月15日	鹿児島県	7/26
⑤	平成19年(2007年新潟県中越沖地震)	7月16日	新潟県	7/24～26
⑥	台風5号	8月2～3日	大分県 宮崎県	大分県：8/9 宮崎県：8/10
⑦	鳥根県隠岐地区を中心とする豪雨	8月30～31日	鳥根県	9/7～8
⑧	台風9号	9月7日	群馬県	9/15
⑨	台風9号	9月7日	神奈川県	9/16
⑩	台風11号及び前線豪雨	9月15日	秋田県	9/22
⑪	台風11号及び前線豪雨	9月15日	岩手県	9/25～26

2. 河川総合開発事業

区 分	継 続	新 規 等	計
直 轄	多目的ダム建設事業 建設工事 30事業 (利根川・八ッ場ダム等)		30事業
	実施計画調査 5事業 (子吉川・鳥海ダム等)		5事業
	河川総合開発事業 建設工事 8事業 (木曾川・横山ダム再開発等)	1事業 (木曾川・木曾川水系連絡導水路)	9事業
	実施計画調査 5事業 (天竜川・天竜川ダム再編等)		5事業
	流況調整河川事業 建設工事 2事業 (筑後川・佐賀導水等)		2事業
独 法	水資源開発事業 建設工事 7事業 (利根川・思川開発等)		7事業
補 助	多目的ダム建設事業 建設工事 41事業 (迫川・長沼ダム等) (他に生活貯水池 21箇所)		41事業 (他に生活貯水池 21箇所)
	実施計画調査 1事業 (有田川・有田川総合開発事業)		1事業
	治水ダム建設事業 建設工事 23事業 (巨瀬川・藤波ダム等) (他に生活貯水池 7箇所)	1事業 (最上小国川・最上小国川ダム)	24事業
	実施計画調査 4事業 (三隅川・矢原川ダム等)		4事業
合 計	125事業	2事業	127事業
(参考)生活貯水池を含む 実施予定事業数	153事業	2事業	155事業

※補助事業の継続箇所数には、予算計上見送り事業として多目的ダム建設事業7事業、治水ダム建設事業3事業を含む。
 ※平成20年度中に承継予定の木曾川・木曾川水系連絡導水路事業は、水資源開発事業の箇所数には含むが、合計の箇所数には含まない

【参考:平成20年度完成予定ダム】

流況調整河川事業：佐賀導水（佐賀県）	計	1事業
補助多目的ダム：太田川ダム（静岡県）、浄土寺川ダム（福井県）、福富ダム（広島県）	計	3事業
補助治水ダム：岩井川ダム（奈良県）、梶毛ダム（広島県）	計	2事業

機関紙 “治水” 3月号休刊のお知らせ

機関紙 “治水” 3月号は、都合により休刊といたします。ご了承ください。